

平成22年度 第3回南丹市行政評価推進委員会

議 事 録

日 時：平成22年8月30日（月） 午後1時58分～午後5時29分

場 所：南丹市役所2号庁舎3階 301会議室

出席者：南丹市行政評価推進委員会

四方宏治委員長、窪田好男委員、谷口和久委員、宮本美恵子委員
（村上幸隆委員 欠席）

事 務 局

大野総合政策担当部長、國府係長、野々口主任

傍 聴 者

1名（定員4名）

1. 事務連絡（事務局より）

大変お暑い中、ご苦勞様でございます。

只今から、第3回南丹市行政評価推進委員会を開催したいと思います。

まず、委員長の方からご挨拶をいただきまして、議事の方よろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日、村上委員におかれましては、事前に出張により欠席という事を聞いておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

2. はじめに（委員長より）

委員の皆さん。お暑い中、大変ご苦勞様でございます。

本当にいつまでも暑い日が続きまして、本当に大変でございます。

早速でございますが、今日の評価作業に入っていきたいと思ひます。

3. 議 事

（1）施策評価について

① 施策評価「第2章第1節 豊かな緑と清流を守る」

委員長： まず、最初でございますが、総合振興計画第2章第1節「豊かな緑と清流を守る」という施策を取り上げたいと思ひます。

この施策の内容について、担当部局の方から説明をお願いします。

事務局： 委員長すみません。失礼します。

施策の説明の前に、本日出席の職員をそれぞれから自己紹介させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【事業担当職員自己紹介】

委員長： それでは早速でございますが、「豊かな緑と清流を守る」という施策につきまして、概要の方、説明をお願いします。

部局長： 【 施策の概要について説明 】

委員長： はい、ありがとうございました。

只今、担当部局の方から説明がございました。

それでは、これから委員の皆様のご質問なり、ご意見等を伺っていきたいと思います。よろしくお願いたします。

委員： この事業の中には、基本的に、森林と河川に関する事、農地に関する事、それから身近な緑や環境美化、まちの中の美化活動みたいなものですね。それから景観形成、環境保全の構想形成という事ですので、市民がやっている活動の支援という、この4つが入っている事業で、農業に関しては農業振興も入っているという事ですね。

部局長： 農業振興も入っております。

ただ、農業振興につきましては、次の「南丹ブランドの『ほんまもん』をつくる」というところに入っております。

両方の章というか、施策の中に入っております。

委員： こちらの方に入っているのは、どちらかというとも基盤整備の方の事業ですか。土地改良とかもあるから。

部局長： そうです。広い意味での基盤整備が入っています。

個々の具体的な、農作物を支援するとか機械を導入するとかにつきましては、次の「ブランド」の方にあります。

ですので、今ちょっと説明から漏れて、費用の中、貢献度の中には入っておりませんが、いわゆる土地改良の、ほ場整備とか水路の改良など、そういったものがあります。

委員： 関連して、続けていいですか。

今すぐという事ではないんです、今日お答えくださいという事ではないんですけども、これの全体像を理解するのにとっても苦勞した事があるんです。

というのは、例えば森林だと、どういうパターンの森林があって、国有林とか私有林というのがあって、どの辺が活用されていてどこが保全対象で、全体の面積のどれ位を間伐しないといけないのかとか、長期的に見た時にどう活用したいのかとか、割と大きな話しがちょっと見えにくくなっているんです。

自然・文化・人を活かした郷を創るといったときに、今回の評価シートの中から、個別の課題はそうだなという事が理解できたんですが、どこへ向かって行くからその課題が「課題だ」という認識になっていったのかとか、そのプロセスをどうされていこうと思ってこの事業を、補助事業を使われているのかというのが、ちょっと見えなかったんです。

いろいろ事業をされているのは解ったんですけども、私自身はそれが有効的に働いているのか、どこに課題が本当はあるのか、まだ残されているのか、という事が解らないなあと思っているんですけども。

窪田委員、その辺が明らかになる様な、質問をしていただけるとありがたいんですが。

委員： 今のところで、とりあえず答えが頂ければと思いますが。

委員長： 将来の目標値といいますか、目的の到達点といいますか、方向性というかやっておられる事は理解できるがという事だと思んですが、そのあたり具体的な数値目標だとか、そういうものがあれば。

部局長： 最初に申しました様に、南丹市の88%が森林で、数字でいうと約5万4千ヘクタール位になるわけですけども、その内、特に日吉、美山につきましては、林業自体が基幹産業として営まれてきましたけれども、先程から申しますとおり木材価格が非常に低迷しておりますので、境界が解らないといった様な状況も出ております。

そこで、協定団地というものを作る訳ですが、ここでいいますと貢献度の高い事業という事

で、森林整備地域活動交付金交付事業というものがございますけれども、それぞれに整備計画をたてまして、どこを中心に整備するのか決めるわけなんです。

その中で、森林を育てていくというのは長いスパンの事ですので、最低やっておかなければならない事があります。

現在のところそういう状況ですから、今新しく植えるという事には中々ならないわけで、今既に植えたところを、如何に管理していくわけですので間伐ですね。密植になって育ちにくいところの間伐について、まず基本的に取り組んでおります。

その中で、先程申しました30～60林位について中心的に取り組んでいます。

人工林率はおそらく、市の森林面積からいいますと半分ぐらい、50～60%が人工的に植林されているものではないと思われまので、将来的にキチッと売れていく様な木を育てていくという事が重要かと考えています。

とりあえず、来るべき国産化時代というものが来るのかどうか解りませんが、間伐と枝打ちとを中心に取り組んでいます。

あわせて、森林の境界が明示できる様な形での、事業を展開していくという状況です。

主には、それぞれ旧4町ごとに森林組合がございまして、その指導技術員もあわせて展開しているところです。

答えになっているか解りませんが。

委員：一つだけ。

目的のところですね、ストレートにそのもの「林業を振興する世代」とあるんですね。

これはこれでいいのかなあと思いつつながら拝見してはいたのですが、そのところに絞って伺おうかなと思います。

今あがっているのは、総合振興計画の目標値、河川の水質の話と森林ボランティアを増やすという事が書いてあって、補足的にどの施策でもそうですけど、目的が書いてあるんですね。

この施策には3つあるんですけど、林業を振興するという様な用語はなくって、もちろんやるんですけど、4のところ①で「豊かな森林を維持するために林業を振興する」とあるんだけど、どうも位置付けとしては低い様な気がするんですよ。

素直に読んだら景観を保全するとか、希少生物が生息できる環境の手段として森林を整えるんですかという様な事になるので、実際に施策として林業の振興というのは、どう位置付けられておられるのかという事を確認したいんですけど。

素直に読むと、林業振興のためにという施策だと思っておりますけども、目的の事について書いて無いので、そのあたりどうなのかなという事をお聞かせいただけたらありがたいのですが。

部局長：一番ネックになるのは木材価格の低迷という事で、切ってもすぐにお金にならない状況なんです。

むしろ個人が、どこかに頼んで伐採していただいて搬出するという事になると、赤字になるという状況になりますので、今の所は少し大きな物に育てていくという事でやっております。

委員：何かそのあたりもう少し、この目的のところとかに、うまく伝わる様に書いてあると良かったかなという気持ちはあります。

先に委員さんがおっしゃられた様に、私もそう思いましたので。

追加で質問をさせていただきたいんですけども。

施策評価表の施策コストの所なんですけども、重要な比較と位置付けられていると思うのですが、21年度から22年度、23年度、24年度と予算がボンボンと落ちていっているわけですよ。

この辺りどういう構想をして減っていったものなのかという事と、それによりこの施策

の中身と事業構成とかどんな風に変化するのかというお考えなのかという様な事を伺えればと思います。

3ヶ年の計画額が、ドンドンと減っていますよね。

部局長： まず、交付金事業。これはまだ継続されるかも解からないんですけども、例えば、先程申しました森林整備地域活動支援補助金とか、農振の方でいいますと農地・水・環境保全向上対策事業ですとか、一応5年スパンの事業という事で、かなり金量の多いものが入っておりますので、これが継続されれば、当然それに併せて予算は膨らんでくるんですけども、この時点では5年だったら5年で止めているという事で下がっています。

ただ、運用的には多く、有害鳥獣も含めて下げているという考えは持っておりません。

委員長： 財源は殆ど国と府という事ですか。今のお話しは。

部局長： そうですね。

委員長： だから、それが将来解からないという事ですか。今のところ決定していないという事で。

部局長： はい。交付金事業ですと、国と府で4分の3というのがありますので。

委員長： 事業としては継続していくという意味ですか。

部局長： はい。

委員長： よろしゅうございますか。

委員： はい。施策コスト全体については。

委員長： 他にいかがですか。

委員： 事業の話しについてお聞きしたいと思います。

まず、最初に、事業評価表の88分の15、16のところ、水産振興事業ですね。

水産振興事業について、端的に市が関与する必要性というのは、どういう所にあるとお考えなかお伺いしたいんですが。

確かに大事なと思うので、漁協とかがやるというのは理解できるんですけども、カワウの食害対策とか外来魚の駆除とかそういう事を市がやるというのは、どういう論理立てでお考えですかという事をお伺いできればと思います。

担当者： 直接、この水産ですね。河川の環境を担っていただける団体としましては、各漁業協働組合でございます。

そういった中で、美山漁業協同組合を取り上げてみますと、美山のアユというのは全国的にも有名で、それが一つの地域経済の核になってございます。

そういった観点から地域の観光なり商業ですね、そういった振興施策とリンクする中で地域経済が成り立っていますという解釈の基で関与しておるという事でございます。

委員： そういう事なら、将来的にも市が関与し続けていかないと、関係の漁協の方ですとかだけでは活動が成り立たないという事ですね。

担当者： 漁業協働組合も年々組合員さんが、全国的な話しでございますが減少しております。

そういった中で当然高齢化も進んでおりますし、その団体だけでずうっと今の対応というのは、困難な状況でもございます。

で、そういった中でNPO法人なり環境対策の地元の協議会等ですね、そういった団体様にも河川の清掃、ゴミ掃除等関わっていただく中で、協働で進めているというという実態でございます。

委員： はい。次も関係していると思うんですけども、是非こうして欲しい、ああして欲しいという類のものではないんですけども、せいぜい感想に近いものだとして聞いていただければと思うんですけども。

やはり外部から参りまして思いますのは、私の住んでいる大阪の摂津市みたいな都市部の自

治体とかですと、その自治体にとって基幹的な産業だから、特色をだしている活動だからといって補助するという事は無いんですよ。

他方で地方の方に行くと、近隣の自治体なんかでも、たいがいの産業に市が関わって補助しているというのが普通にあるから、おかしくないといえない様な、他と比べてこれが突出しているとは全然思わないんですけど。

その地域の固有の産業だから必ず補助するというのでは、誰が聞いても「うん」というものなのかなと思って、言わせていただいたところでございます。

別にこの事業だけではなくて、実は林業の関係もいろいろあって、また時間の許す範囲で言わせていただこうと思っておりますけども、まずは水産振興事業について発言させていただきました。

続きなんですけども、次のページの水産加工施設整備事業なんです。

これについては、ホンモロコの養殖設備とそれを甘露煮とかに加工していく設備も整えていくという様な事なんですけども、これ、市と誰と一緒にやっておられるのかという辺りの内容がよく解かり難いという事と、まさか市の職員の方がホンモロコを作っておられるんじゃないんだろうと思うんですけども、そのあたり、どなたが結局作っておられて、いつまでこう支援をされていかれるというご予定なのか。いや永続してやるんだというのも一つの考え方だと思うんですけども、そのあたりを少し伺いたいと思います。

担当者： このホンモロコにつきまして、水産加工施設整備事業につきましては、事業主体は美山の漁業協同組合でございます。

この2年前からの経済不況を受けまして、国の地域活性化経済対策事業という事で、10分の10の交付金をいただく中で地域の活性化、経済危機対策という形で事業を行ったものでございます。

それで、これをずっと続けて行くかという事でございますが、これは単年度の刺激策でございますので、後は事業主体の漁協さんの方で継続して展開をしていただく、初期投資的なものという判断をいたしております。

委員： じゃあ1年でもうある程度完成したというものですか。

担当者： そうですね。22年度、23年度の経費も、この表では空欄にいたしておりますので。

まあ、国の経済危機対策に乗った市の施策という解釈をいただければという風に思います。

部局長： 漁協への支援みたいな形にとられるかもしれないんですが、アユの波及効果というのが観光も含めて、特に美山川につきましてはございますので、先程からお尋ねの件もございましたけれど、有害鳥獣の駆除につきましては、森林も含めて猟友会に委託してやっているというのが実態でございますし、特に経済不況という事で、漁協が、入漁券の販売というものが一頃の半分ぐらいに落ち込んでおります。例えば5千万あったものが、今21年度の収入で2分の1、2千5百万に落ち込んでいるという事で、何とか新しい、漁協の建て直しもありますし、市としての観光品の開発も含めて支援した、これは単年度ですけども、という事でございます。

委員： ちょっとだけ補足すると、

私個人的には、モロコの繁殖には賛成で、どちらかというと好きですし、他所で食べる、琵琶湖のもよく買いますし応援したい方なんですけども、その事業として国からの補助があった中で、美山の地域でホンモロコを選んでやったという事の必要性というか意義というか、そういった辺りがこの評価表なんかを通じて伝わって来た方がいいかなという思いを持っています。

その枠を使って、川の倒木を処理されたりとか、いろんな事をされているのが今回の事業評

価で解かったわけですけども、モロコじゃなくて他のものでも良かったと違うんというのが、姿勢に対して意見として出ない様な書き方がよかったかなと思いました。

委員： 今のホンモロコのご説明をいただいて、ようやく解かったんですけども、本来このホンモロコというのは、次の『ほんまもん』をつくる」というジャンルに入るべきものなのか、補助事業だからこっちに来ているのか、どこに所属する方がいいのかというのが、ちょっと見えにくいところがございます。

それは、あくまでも補助事業なんでこっちやという事なら、それはそれで理解はできると思うんですけども、その辺がちょっと解かり難くかったのかなと思います。

それから、先程カワウの駆除のお話しがでているんですけども、次の事業評価のところに行ってしまったらいけないのかもしれないんですが、山の方の、サルとか鹿の駆除の方はですね、『ほんまもん』をつくる」という方のジャンルに入っているんですけども、川はこちらで山は「ほんまもん」に入るとい、その分け方、なぜそうなるのかというところを、ちょっと聞かせていただければと思います。

部局長： あのう一応まあその、おっしゃられていましたけれども、川はこちらで山は「ほんまもん」に入っているというのが実態でございますけれども、中身を見ますとサルや鹿の駆除の方に近いのかもしれないと私もそう思います。

委員長： すみません。どこですか。

委員： 次の施策の75ページのところ。猟友会へ捕獲委託をされているんですね。

次の資料、2の方になるので、今回からは違う事項になるのかもわかりませんが。カワウの方は、今回ご説明があったんですけども。

委員長： 各施策にある事業の位置付けの基準というか整理の仕方は、今のご質問の辺りは、何か明快なものはあるんですか。

山と川と田んぼと農地とそれの位置付けですね。確かにこちらから見ていると解かり辛い部分がございますね。

委員長： はい。とりあえず結構です。また、委員会の中でご説明いただければと思います。

委員： この事業は、行政が補助金を出してやっていただく大儀というものがあると思うんですけども、農家の方とか森林組合の方との協働事業という中身の中でハードの部分がここにきているという風に理解しているんですけども、いろいろと資料をくっつけていくといろんな構想とか何とか計画とかを作られていて、環境基本計画とか農振の地区整備計画とか、ほ場整備に関わる計画とかがあると思うんですが、関連する計画がどれぐらい作られているのかとか、例えばこっち側の資料で言えば、農地・水・環境保全向上対策事業の中で体制整備構想を樹立されて、今後10年間の活動の見通しを作られてというところ辺があつて。

事業と言うと手段だから、何かこう皆で目標を持って、こういうビジョンを掲げてそれに向って、その時々に出てくる補助金をバアッと利用して、目標を達成していくんですよというところ辺がうまく評価表に載ってくると、ああなるほどという風に思えるんですけど、多分どこか何か、基幹の情報が漏れている様な気がするんですよ、これ。

それが何かなと思っていて、多分、行政の方では別個で作られている様な計画が結構あつて、こういう順番で、こういう所からどれだけの年数を掛けてやっていこうという様な事業計画をたてられていると思うんですけども、その一覧みたいなものがあれば、なるほど、これと、これとこれが目標を皆で共有されていて、できたところ、あと進捗率がどれ位なんで、という様な事が解かるのかなと思うんです。

道路整備と同じ様に、何年かのスパンで事業をやって、次無くなって次のステージへ行くという様な、事業については少しそういうデータを整理しておいていただける方が、それがここ

の上に書かれている目的の成果指標にダイレクトにはならないのですが、そのこのところ辺のデータが無いと全体像がちょっと把握しにくいなあというところがあります。

もう一回言いますと、例えば、森林の面積のこれだけは手を入れなアカンなという人口林の面積があって、その中で何%位は協定ができたよ、何%位は間伐ができたよという様なところ辺とか、それから、ほ場整備をしようと思っている面積がこれぐらいあって、このスパンの中で何%できたよといった様な、ベーシックな事業のあれが無いと、ここでとつても面積的に大きいし、テーマ的にも大きいので、全体像が少し把握しにくいので、データの的にそういうのを見せていただくと、もうちょっと解かり易かったかなあというのと、それから〇〇計画というのとか〇〇構想とか、皆が共有している様なものが、どういうものを基に皆が目標を共有しているのというのが、少し言葉として整理されているものがあると解かり易くなったかなと思います。これはすいません感想ですが。

委員： それは私も先程同じ様な事を申しましたので、同様に感じています。

例えば73ページに環境基本計画を策定する事業がありますね。

この種の個別計画の事を、委員さんはおっしゃっていたのではないかと思います。

そういうものの中には、法律で作る事になっているものもあると思うので、そういうものは仕方が無い、作らないといけないと思うんですが、他方で市が独自に作っている様なものに関しては、ある意味こういう評価の体系が整ってきている今、余程の必要性が無い限りいらぬ、むしろ混乱するのではないかという気がするんですね。

私達が、評価をやる委員会だからそう思うのかもしれませんが、結局この環境基本計画についても、中身を見ないと解からないわけなんですけども、こういう環境政策について施策も事業も評価表があって詳しく書いてある物があるのに、別途、別に環境基本計画があるという仕組み自体、そもそも解かり難いと思うんですね。

そういう様な事も、多分おっしゃっていたと思うんです。

それと、評価というものをやっている中で、総合計画の政策の体系にできれば絞っていただいた方が、私達外部の人間にとつても、住民の方にとつても恐らく解かり易いんじゃないかなと思います。

もし、どうしてもこの評価表とかの枠組みでは無理で、何か計画がいるというのであれば、そういうものを作るのも有りなのかなと思います。

そういう感想を、私も持ちましたので、発言させていただきました。

委員長： 例えば今の環境基本計画の簡単な概要って解かりますか。概要について。

部局長： 今ご意見いただいたのは、いろんな計画が錯綜して、体系の全体が解からないという事をおっしゃった。

従来国は、いろんな施策をやるのに、すぐ計画を作って全体のプランを示して、それに予算付けをしますよという悪い癖があって、形だけ計画をこしらえて、しかしそれは計画なので市民権を持って生きているものです。

そういうものもございまして、環境基本計画の場合は総合計画の環境版という位置付けで、更にそれを深めていくという考え方を基本にしております。

特徴的な事、4つの分類、いわゆる大気汚染とかあるいは水質汚染とか、そういう様な従来型の数値データ化できる様なものも勿論一定の環境の基本的な数値目標的計画も立てていくわけですけども、南丹市の総合計画というか、例えば、自然を活かしてそれをむしろ産業なり地域の活性化の為の材料にしていこうという発想がございまして、環境基本計画では、環境を単に緑でキレイやなあとか、臭いがいいなあとか、空気が澄んでいいなあという事だけじゃなくて、それを産業に活かしていく、水質も先程のアユの話ではないですが、活かしていく

ためのという、何のためのというのを、当然総合計画に回帰して作っていかうという考え方。

それから特徴的な内容が、環境というのはみんなで作るんだよと。これは市民と共にという総合計画の中の1つの柱になっております。市民協働というのになっておりますが、そういった意味では、環境と教育とを引っ付けて、「勉強していく」「啓発していく」「環境団体をこしらえていく」という章立てを、出来上がったらくよく解かるんですけど、今こしらえている最中ですので、環境基本計画の中は総合計画のそういうスタイルを受けて、積極的にそういうものを書き込んでいかうという、そういう流れで取り組んでおりますので、よろしくお願ひします。

委員： 言ひ出した者なので。

よく解かるんです。できたらそれは施策の評価表とかを充実する形でやっていただいた方がスッキリして解かり易いかなと思ひますね。

そうせんと多分、担当の方が、そっちの環境基本計画の進行管理もやりつつ、こっちの評価もやっぱりそれなりに書かなアカンのですが、往々にして何々基本計画を作ってしまった方は、その計画の方を大事にされて見られるんですけども、評価表の方は面倒くさいなという事で、やや雑な書き方になってしまうという事が、よそではよくあると思ひますね。

なんか二度手間な様な気がするんで。

やっぱり計画として独立させる意義というのはあるんでしょいかね。

いや、環境基本計画を辞めてくださいという様な事ではないんですがね。

部局長： 計画の内容自体を評価を受けるという事よりも、環境基本計画が目指しておるものを実現するための個々の事業を、恐らく新たな事業も起こしていくと思ひますし、現に策定中ではございますが、バイオマス普及のために公共施設や家庭で受け入れられる様なものとして、ペレットストーブの導入とかいうものも現に初めておるわけですけども、そういった個々の評価は当然、総合計画に基づいて環境基本計画はございますので、ことさら環境基本計画を評価のために持ち出す事はしなくても整合が取れる様に私と思ひますけども。

しかし、おっしゃっている事は解かります。

委員： 今の事に関連して。

何々計画があった方が解かり易いですと言ったのは、少し職業病かもしれないんですけども、何々計画の中身自体を知りたいと思ったというよりは、恐らくここのテーマだと年次計画を作るときに、勝手には作っておられないと思ひます。関係する団体さんとか、それこそ地権者なり、事業所、組合さんとかと協議して、その目標を作ってはるだろうから、その辺がどれぐらい共有できているのかという指標で、私は見たかったなというところがあったんです。

恐らく、そうなっているはずだという前提でこれを見せていただいたんですが、どの辺までの目標が、いろんな事業主体あるいは住民の皆さんと共有できているのかというところがちょっと解かりにくかったんで。

というのは、事業評価のこっち側に書いてあるのが補助ごとになっているので、あまりにも細かく分かれているので、全体として何だったんだろうというのが、頭の中で整理をする、ソートするのにしんどかったというのがあったんで。

こういうパターンの事業、基盤整備の場合はその方が解かり易いと思ったという事があるんです。

先に委員さんが言われた事とは、ちょっとあれが違ったかもしれません。

部局長： 私が答えて良いのか解からないですけど、例えば今回の環境基本計画なんかは、客観的データというものを相当集めるんです。詳細に分けて。農業の関係の事、商業の関係の事、もちろん林業の事やらを集めます。

そうやって全体と矛盾しない様にしておかないと、という事がやっぱり一番気を使ひますし、

基本計画的な事については、全て気候から風土から書き起こしていきますので、矛盾はしないと思いますが、個々具体的な計画については、確かにおっしゃる様に共通の土俵で計画ができておるという確認作業も必要ですし、そういう意味では、いわゆる基本的な目標なり数値なりの共通のデータベース化というもの、そういうものは必要であろうなという風に思います。

委員： 関連で、また違う方面の話になっちゃったら、余計ややこしくなっちゃうかもわからないですが。

あくまでも基本的なものとしては、南丹市独自でされる施策と、国なり府なりの補助金を貰われてされるものと、それが合い集まって1つの共生という形で動かれるんだと思うんですけども、素人的に思いますと独自で計画されて、それがどこまで進んでいらっしゃるのかという事と、他方、補助金をどれだけ上手にお取りになられて、どれだけ完成しているのかの両面から見られる方が、行政効果という立場からすると解かり易いのかなあといく気がするんですけども。

沢山の事業をお書きいただいているんですが、国の方の補助の問題、府の方の補助申請の問題等の関係でここまでできますというのは確認できても、南丹市独自でされているものとして、どれだけ成果があがっているのかというの、見る指標があっても良かったのかなという気はするんですけど。

ちょっと余計ややこしくなってしまったかもしれませんが。感想です。

委員： 75ページ。不法投棄の関係ですね。

75ページと77ページ。不法投棄・散乱ごみ監視で、後者の方は緊急雇用創出事業でやったという事ですけれど。

どういう活動をされたかというのは解かったんですけど、不法投棄の発生件数とか傾向とか、そういった様な事が解かる様でしたら教えていただきたい。

いわゆるパトロールなんかもされている様ですけど、どっちかというとな不法投棄が増えているとか、減っているとか、現状維持とかあるかと思うんですけど、その辺については如何でしょうか。

担当者： 事業としては2つ。これは市の独自といたしますか、単独の経費でやっているものと、緊急雇用という時期的な国の補助によってですね、行っています。

この中に含めてしまいますと、ちょっと補助の制約上、既存事業を振り替えてはダメという事があって、この辺は経費を活用するためのテクニックという形であります。

で、不法投棄の量的な把握につきましては、殆ど正確にはできていないというのが現状でございます。

と申しますのは、この市単独の事業は、以前より継続をしてやっておりますが、それは予算の範囲内でパトロールの回数も制限が出てくるという事で、この国の緊急雇用の事業でパトロールの回数を増やしますと、今まで気付かなかった投棄場所なり、少し捨てられている状態で放って置きますと、ゴミがゴミを呼ぶという事がございますので、それを事前に予防的に改修をするという様な事もしておりますので、実際の回収量あたりも増えております。

ですので、実際にはここ数年どうなっているのかという事を、数値的なものではご報告申し上げられないので、感想という事なんですけども、以前は、産業廃棄物の問題というものが非常に、市内の何箇所にも多く問題もありました。

しかし、最近につきましては、建設関係の工事の件数の減なんかも、不況という事もございまして、それと法規制等の効果によりまして、若干その辺は落ち着いてはきておりますけれども、家庭ごみなんかの分についてはですね、あいかわらず多い。それから、テレビの地上デジタル移行の関係で最近は特に、廃家電の不法投棄が若干増加しているかなという様な印象を持

っております。

委員： どうすれば確実にという案があるわけではなくて、ちょっと伺った本当のところというのは、パトロールをしたり、捨てられているものを拾うという対策で、果たしてこの不法投棄が無くせるといえるのか、不法投棄された産業廃棄物なり家庭ごみが、南丹市に落ちているという事が無くせるのかなという辺り、ちょっと疑問があったのでお伺いしたところです。

今は家庭ごみなんかがあって、パトロールでは難しいのかなあという印象を少し持ったんですけども。

実際、そうそう捨てているところを見つけるなんていう事は無いんでしょうし、何かよそとかを見ていても、よく捨ててある様な所を物理的に捨てられなくする様な、網を張ったりとか、そういう事が多い様ですね。

何か本当の意味で捨てているのを無くすという事については、ひょっとしたら何か更なる対策がある様に、事業の評価表を拝見して思いましたので、ちょっとそういう考え方もあるという事で聞いていただければと思います。

部局長： たまたま、ゴミの中から所有者が特定できるものが出てきて、これはけしからんという事で警察に届け出て、警察と連携して、出てきた人間が市内の方もおいででしたけども、結構市外の方もおいでです。

そのあたり、先程の環境の問題でも教育が大事だという事で、一定の運動を展開していく必要がありますし、南丹市でも環境を守り育てる会という市民団体を立ち上げて取り組んでおりますし、そうとうゴミ出しに各地域の役員さんとか住民が、分別収集をしていますのでゴミの分別などで関わって相当意識は高まってきておるんですが、実態としてかなりの越境ゴミが入ってきておるのが非常に残念なところなんですという事です。これはなかなか。

委員長： ありがとうございます。件数等の質問でしたが、データとしては無いという事です。

ちょっと事業本数がかかなり多くて、まだまだ質問なりご意見があろうかと思うんですけども、評価作業にも入らないといけない。非常に大変なんですけども、時間が。

委員： すみません、もしよろしければ1つだけ。

景観の、一番最後の事業で、景観の事だけお聞きしたいんですが。

委員長： はい、どうぞ。

委員： 景観形成推進事業というのがあがっているんですけども。これは基礎調査という事になっているんですが、ずっと事業がこの後24年度で200万円という予算が付いているんですが、これはこの後どんな事業をされていく予定なんでしょうか。

今後の方向性というところには出てきていない様に思ったんですが。

委員長： どこですか。

委員： 事業評価表の79ページです。

これ、結構評価順位が低いんですよ。景観形成推進事業というのが低いので、ちょっと気になったんですが。

委員長： これは何方になるんですか。

担当者： 企画推進課の方で担当させていただいております「景観形成推進事業」でございます。

現在のところは、景観検討を進めて行こうという市民の方々、そしてまた有識者の方々を交えた、景観形成検討委員会を開催させていただきながら、南丹市域の、今のところはまずどういった景観資源があるんだろうかというところの掘り起こしで、21年度を経過して参りました。

その中で今もありました様に、地域の景観の基礎調査という事で、大変広い南丹市域でございますけれども、その中でどういったものがあるのかという事で、市民団体がどの様な活動を

されているのか、そこにはどういった景観資産という資源がおありになるのか、そのあたりを調査する。

そして、南丹市の大きな景観資産という位置付けができるものであろうと考えているのですが、かやぶき民家が集積しております美山エリアに焦点をあてまして、どういう風な所有者の方々の実態があるのかという事、そしてまた今後のご意向としてどういう事を持っておられるのかという風な、現地への聞き取り作業という様な形で21年度調査を進めてきたところでございます。

それらの資料を基にいたしまして、検討委員会では更に検討を進めていきまして、南丹市域の景観の良好な保全のためのルール作りというところに結び付けていきたいという風に考えております。

今後におきましては、景観条例、また美しいまちづくり条例という事で、景観また環境の分野も総合的に総括した条例になっているところなんですけれども、その中において景観という視点でという風に保全して行く事が大事なのかという辺りを見出していくという事で、そしてまた最初に部長の方からありましたとおり、景観形成団体という事で、独自の景観計画を持つ事ができるわけでございますので、その点を網羅いたしました景観法に基づく景観形成のための規制も含めた、計画エリアというものを具体的に定めていきたいと考えております。

それに当たっては、地域の合意また地域が積極的に保全していこうというものが不可欠と考えておりますので、規制をする部分、それと対比して保全すべきは市の方針としての保全の方向性というものも持っていかなければならないという、その両面を持って、23、24年度への移行期にしていきたいと計画しているところでございます。

委員長： よろしいか。はい。

本当に、これまだまだある様な雰囲気でございますけれども、とりあえず一旦この辺で質問等、ご意見も含めて切らせていただく形になりますけれども、評価作業に入っていきたいと思っております。

この評価作業につきましては前回と同様でございますけれども、外部評価の視点に照らしていただきまして、例の「優」「良」「可」「不可」の判定をいただきたい、この様に思っております。その、理由等もあわせてお願いできたらと思っておりますのでよろしくお願い致します。

委員： 私としては「良」でいいんじゃないかなと思います。

実は本当は、委員長がおっしゃった様にもっと質問させていただきたい内容があったわけです。

折角いただいていたハガキの事も言おうと思っていましたし、後に回してしまっただけで言えなかった林業、メインのところではほとんど何も言えなかったというのもあるんで、ちょっとしゃべり過ぎてしまいました。申し訳ございません。

その上で、お話しを進めて参りますと、緑と清流を守るという事で、多様な事業をされているという事はいいと思います。

ただ一番最初から問題になっております様に、豊かな緑と清流を守るというのは、行政だけがやる事では当然ないんですけども、ではどういう人が関わっているのか、行政はそこをどう支援していくのかという辺りがちょっと解り難い辺りが難しいところかなと。

この先々の話として、ここのそもそもの目的に森林ボランティアというのがあがっていますが、ボランティアとかNPO団体だけじゃないと思うんですけど、美山でいうなら振興会とか自治組織とか、いろんなものを使って、どちらかといえば住民の方がこういう活動をやっていたらいいんじゃないかなあと思うんですね。

例えば、身近な緑を増やすというのは、前回の評価に来させていただいた時にも、美山の知

井の女性のグループの方達が、何かそういう活動をされているというのを、私、見に行きましたという話しをしていたと思うんですけども、なるべく住民の方自信がこういう活動をしていける。

市の関与はそうしないとどうし様もないというところに絞れたらいいなあと。

徐々にそういう風に移っていったらいいなあとという事を思いますので、そういう意味ではもう少し事業の内容とかやり方とか見直す余地があるんじゃないかなあと。

その出発点としては、これから先々南丹の緑、清流を守っていく上で、市の役割と住民の役割がどういう事になっているのかな、という辺りの整理があったらありがたいなと思いますので、「良」という事にしたいと思います。

まあ、それにあたりましては、最後の総括表のところ、この辺であんまりもう廃止、抜本の見直しというのは適宜見直していかれるという事なので、そうしていただきたいと思います。以上です。

委員長： ありがとうございます。只今の委員さんの評価は「良」という事でございます。

委員： 個別の事業でもう少しお聞きしたかった事もあるんですけども、例えば高い良質材の安定確保ができる様に引き続き事業に取り組むというのが、88分の10ページの方にあるんですけども、この様なものも、今先の委員さんのご指摘の様な形で、市としてどこまで安定材を事業として継続して出されるのか。

民間のお山で民間の木材を、もちろん材木業者さんがされているものと、市なり府なりがお持ちの山をされるのか。また、安定材というものを確保して供給されるという事は、それをまた買って貰うところの販路も拡大しなければならないという事で、多分ホンモロコと同じ様な事で、市が独自に木材の販売をされたりされているものではないと思うんですけども。

その辺とか、もう1つは先程申し上げた、府の予算が下りないと、国の予算が下りないとできないものというものと、市が独自で継続的に、こう市民のためにやっていくべきものという区別が、私自身が付きにくかったという様なところで、評価がしにくいところがありました。

まあ多くの事業を、補助金もお取いただきながら、この地域を豊かな緑と清流を守るという費用として活動されている活動内容としては、十分な評価自身を私ができるものでもありませんが、お聞きしまして、また見せていただいた資料の中では、「優」に近いのかなと思います。

委員長： 委員の評価は「優」に近いという事で、今のご説明の内容から、評価は「優」という事でございます。ありがとうございます。

委員： 後である事業とここでの整理と仕分けという意味で、若干どういう風に考えるのかなというのが、混在しているなという印象があったんですが、概ね基盤整備とか条件整備、全体の社会条件を作るという風に理解すると、条件整備だったというものをこっち側に入れているという風に理解して、かなりの事を頑張っているんじゃないかなと思いました。

しかし、評価表上は、やっぱり、なかなかこれが共有している目標なんですみたいなのが、とっても読み取りにくいというのが残念な部分と、いかんせん先程から何回も言っている様に、関係する主体がいっぱいあって、もしかしたら行政はそれの支援役を、お金を取ってくる役、極端に言ったら国から上手にお金を取ってくる役だよとか、みんなが動き易い条件を整備する役だよというところ辺りを鑑みるとですね、やっぱり目標にしているものももっと明確になって、あまり手段に偏らない形の把握の仕方というか、うまくお伝えできてないかもしれないんですが。

例えば、補助金が無くなって、予算が落ちてきていますよね。それでもやっぱり地域の人は頑張っているという状況を、今の事業で、今の体制でどこまで作れているのかというのがポイントじゃないかなと私は思っていたんです。今までの事を聞いていたんですけども。

補助金が取れなくてもそこは踏ん張ってみたい、力を出し合ってやっていける、来年はなんとか頑張る、その次は、次に出た補助金をなんとかみんなで確保しに行こう、うまい事やて行こうという様などこら辺が、合意形成なりコンセンサスみたいなのが、うまくできているのかなというところ辺が、ちょっと見えにくいなというので、今「優」は、まだちょっとよう付けんなという感じだったんです。

そこをもう少しうまく説明していただいたり、そういう視点で事業の動かし方をさせていただくと、この後本当にいろんな事で予算がまわってなくなった時にも動いていけるだろうし、それからとっても残念だったのが、何でも美山、美山なんかあつて思うところがあつて、他の地域の人怒らへんのかな、怒らへんじゃなくてそれでいいと思つてはるんかなつて。もしそれやったら、全庁的なんじゃなくて、美山だけポンポンつてあれして、他はもうちょっとここの地域戦略に差を付けるというかね、差を付ける、同じ様な地域戦略やなくて地域戦略を変えた方がええんかなつて思う様な。

そういうのを時々、この分野では見受けられるので、そこはちょっと気になることであるので、なかなかじゃあ今の方針で良いんと違いますかという様な評価はしにくいなという事で、今回は「良」という評価にさせていただきます。

委員長： ありがとうございます。

只今の委員の評価は「良」という事でございます。

お三方の評価の説明、理由の説明にもございました様に、施策自体非常に重要性が高いという事では一致しておりますが、何せ事業本数が多い中での目標値といえますか、そういったものが今一つ、外部から見るとはつきりと理解しにくい部分もあるという様な事であったかと思えます。

しかしながら、多岐にわたる事業が展開されているという事では良い事だという事で、「良」という評価が現段階では妥当なんかじゃないかなという様に考えますけれども、「良」という評価に委員会としてはよろしゅうございますか、委員の皆さん。

委員： はい。

委員長： それでは、今委員の皆さんから評価をいただきました事を踏まえまして、当委員会といたしましては、この施策につきましては「良」という評価にしたいと思えます。ありがとうございます。

あと、本日2施策がありますが、少しここで休憩を取らせていただきたいと思います。

5分間だけ休憩を取らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

開始は3時17分といたします。どうもありがとうございました。

【 休 憩 】

② 施策評価「第2章第3節 南丹ブランドの『ほんまもん』をつくる」

委員長： それでは時間が参りましたので、会議を再開します。

次の評価作業はですね、第2章第3節「南丹ブランドの『ほんまもん』をつくる」という施策でございます。

これの評価作業に入りたいと思えます。

まず担当部局から、施策の概要説明をお願いします。

部局長： 【 施策の概要について説明 】

委員長： はい。ありがとうございました。

只今、所管の方からのご説明がございました。

それでは、委員の皆様からご質問なり、ご意見等伺いたいと思います。

委員： よろしく願いいたします。

南丹ブランドという言葉ですが、目標値としてはとりあえず農林産物という事だと思うので、もっぱら農業関係と林業関係で特産品のブランドを作っていくという事ですね。

実際どういうものがメインになってくると、あるいは育てていく、既にあるとかこれから育てていきたいという部分だけ、もう一度、頭も整理がてら教えていただきたいんですが。

部局長： まず農業の関連につきましては、現状の課題というところで産出額51億と書いておるんですけども、主には京都の伝統野菜、例えば、壬生菜とか水菜とかそういったものですし、盛んに生産が行われております。

林産物ですけれども、マツタケというのが昔はあったわけですが、今はマツクイムシ等の関係で殆ど出ないという状況になっております。

本来的には、先程のところでもございました様に、優良材を育ててという形で、もっと林産物として売っていかねばならないわけがございますので、今、また長いスパンの取り組みになりますけれども、モデルハウスのようなものも建てながらやっていきたい。

それから製材所さん、工務店、市含めて、それから一般的な消費者の方々を含めたネットワークを作りながら、少しでも南丹市の材を使っていたきたいと思っています。

水産物につきましては、アユを中心とした展開を考えています。

その辺が中心になってこよやかなと思います。

委員： もう少し質問を変えると、新しい特産品を作っていくという事に、どの程度力を入れておられるか、別にそういう事ではないみたいですね。

様は、ブランドといっても広い意味での、おっしゃったように京野菜という様な事とか、北山杉とかそういうジャンルに入るという部分を守っていくという様な事もあると思いますし、南丹市がという事で、正に施策名のとおり南丹ブランドを育てるという様な事もあると思いますが、その辺の全体的な力配分みたいなものをどうお考えになっておられるか、これも参考までにお聞かせ願えないでしょうか。

部局長： なかなか現状が、先程から申しますように後継者の不足という事もありますので、まずは生産の基盤を作らなければならないという事で、今は出発しているのが現実かという風に思います。

産出額につきましても、先程いいました様に横ばいから低くなっておりますので、まず儲かる様に、もう少し増やして行かなければならないという事で、一番その辺が課題かなと思っております。

新しい産品というものが開発できれば良いと思うんですが、今独立してこれ打ち出そうというものは、今ではないという事で、特に道の駅等もございますので、南丹市で採れたものは安全で安心だという事を売りにしたいなと思っております。

例えば、有機についてはいろんなラベルを作って貼って、南丹市独自のものとして差別化を図っています。

委員： 私ばかりで申し訳ないんですが、今話を聞いていました道の駅の事なんですけど、南丹市内に道の駅は2箇所なんですか。新光悦と美山と。

部局長： そうですね。

委員： たまたまよく利用するんですけど、道の駅でどんなものを扱うかという事について、市役所はどの程度介入できるんでしょうね。

一般的な事で恐縮なんですけど。

まあ、一つの特産品を発信する舞台として重要なんだろうと思うんですが。

部局長： 関与といたしますか、当然新しいものがあれば。

今例えば、一例としまして林業の関係で少し取り組みかけておりますのが、先程有害鳥獣の話しをしましたがけれども、シカですね。特に。たくさん取れる場合1千頭余り獲れるんですけど、それを利用していろんなレシピを作ったりして、後は加工してそれを広めていくという、新しい取り組みを行っています。

道の駅の中でも、売れるという事になれば当然、公社の管理です、新光悦の方ですけども、こちらとしても支援しておりますので、その辺については一定口を出せるというか、話しはできると思います。

委員： 当然、売れるものを置かはその考えがあるんでしょうけど、新光悦の方なんかよく利用しますが、よそのものばかりというか、南丹の物はあまりなくて、兵庫県のどこぞで作ったものですか、なんとかかんとか。

確かに多種多様な物があって手に入るというメリットはあるんですけど、南丹の品かなと思って買ったら全然関係ない事が非常に多くて、やや気の悪い印象を持ったものですから言ったという事で。

美山の方もよく行くんですけど、たまにイベントごとの時とか面白い事をされていて、お盆に行ったときはアユご飯とか売ったはったとんで買ったんですけど。

たまにはあるんですけど、普段に行くと、美山牛乳で作ったジェラートはあつという間に売り切れて、たいがい売ってへんし、その手のちょっと珍しいものは、ペアと売れてしまって、何もなくてという事が続いているので。

たまたま昨年、商工観光課にお世話にずいぶんあったんですけど、うちのゼミ生達が、シカ肉を売り出すというのを勉強させていただいた事もあって、そういうのもいろいろ見ていたんですけど、学生達からしても、もうちょっと道の駅とかにしても売り出しようがあるんじゃないかとか、こういう小間物づくりがもっと伸びるんじゃないかなという提言をまとめたりしたもんですから、ちょっとお尋ねというか話しをさせていただきました。

その節は、大変お世話になりました。

部局長： 地元の物で金嵩が上るといふものであれば、やっぱり美山もこちらもそうですけどもお米ですね。

こちらでは温新米という形で売っておりますけれども、それが主力商品となっておりますね。

委員： れんげ米というのもありますよね。れんげ草だと思って2缶買って帰ったらお米だったのでびっくりしました。

委員： 今の委員のご質問と関連するんですけども、この事業評価の中にですね「京のブランド産品」というのがよくでてくるんです。

あくまでも京ブランドの一部を担われるのか、京南丹のブランドとしてですね確立されていられるのかどうか。その辺の方向というものの、どちらでいられるのかによって手法というのが変わってくると思うのですけれども、京野菜の壬生菜を売るのか、京南丹の壬生菜を売られるのかで、南丹のブランド力はあがってくる様に思うんですけども。

事業評価の中には、「京のブランド産品」というのが、所属長の評価の中で沢山でてくるのですけど、その辺をどの様にお考えになっているのか、また「ほんまもん」という「南丹ブランドの『ほんまもん』をつくる」という事は、その「ほんまもん」の定義、素人のものですから、そちらがお考えの「ほんまもん」というのは、どんなものを目指して「ほんまもん」という形をやっつけていられるのかをちょっとお聞きできたらなと思います。

委員長： はい。如何なものでしょう。

担当者： 京のブランド野菜といたしますと、水菜・壬生菜・九条葱・春菊・大納言小豆等々が京のブラ

ンド野菜です。

で、京のブランド野菜といいますのは、価格安定事業というものがあまして、そこに出荷をすれば価格が下落したときとか、天候不順などの時に収益が少ない場合に、補填をされる事業があります。

ですから、市としてはそういう価格安定になっておる商品の生産をするというのが第一主義だという風に考えております。

基本的なその京のブランド野菜というのが、高齢化等が進んで、最近はちょっと不況でそういう野菜の価格も落ちてきております。その辺をまずはカバーをするという様な事が第一だと考えております。

南丹ブランドにつきましては、南丹地域というのは変な話で、亀岡、京丹波町というのが京都府の南丹地域という風な地域に属しております、ここでは京都府ですとかJAさんですとか市がですね、南丹地域のブランド化という事で米を中心に良食味米というものの研究をしております。それが南丹市域ブランドという事です。

最後に南丹市のブランドという事になるんですけど、これはなかなかできていないというか、その方向になかなか向かっていないというか、思いはあるんですが独自ブランドを作るというのは困難な状況です。

今、高齢化が進んでおりますので、新たなという事になりますと企業さんが農業生産を行うと、そういう事の方が良い環境を作りやすいんじゃないかという様な事で、事例といたしましては、七味とか七味の原材料になります赤いトウガラシですとか鷹の爪なんかを、今、そういう企業さんがいらっしゃいますので、その方と農家とか集落営農組織とマッチングをさせながら拡大を図っているのが、事例としてはそういう事例がございます。

あと、農商工連携という事で、ゆずの生産農家とゆず加工をする組合法人さんですとか、ごま製油、ごま油を作る会社とごまの生産流通とか、米粉を生産する農家さんと米粉でパンとかを作るところとか、そういう農商工連携の活動もですね、南丹市内では結構生まれつつございますので、その辺から南丹市のブランドというものを作り上げていくべきかな、という風に思っております。

といいますのは、やっぱり価格の面とかである程度その補償単価とかがですね、そういうものが無いとなかなか手を出しにくいというか、また京のブランド野菜に頼ってしまうという事になりますので、そちらも上げんなんですけども、そういう面で企業さんとのそういうマッチングと申しますか、それで少し南丹市のブランド野菜というか、野菜部門につきましては、そういうものの方向性はある程度持っております。以上でございます。

委員長： 何か具体的に品目は決められておられるんですか。ブランドを作っていくための品目ですね。

担当者： そこまでは決めておりません。

先程申しました、トウガラシとか鷹の爪ですね、それと七味。七味家本舗という会社なんですけども、そこは結構、今、面積も結構増えておりますし。

しかしながら南丹市だけではないんですね。亀岡でも作っておりますし京丹波でも。

委員： 今お話しされているのは、23の特別栽培認証推進制度推進品の事ですね。

担当者： ええ。

委員： この認証品っていうのは、南丹地域のものという事ですか。亀岡とか含めて。

担当者： いえ。この制度については、また言いますが美山の管内で、金印とか銀印というラベルを付けて、特別に作っておるといような事で。

まあ、それは全市的に広めんなんという風には思っております。

委員長： 委員さん、よろしゅうございますか。

委員： ええ。「ほんまもん」というのが。

委員長： ああそうですね。「ほんまもん」の定義はどうなっていますか。

目標とされる「ほんまもん」の定義とといいますか、内容とといいますか。

担当者： もちろん自家で作ったものと、有機な肥料等土づくりを基本とするという事が農地なんかで、化学肥料を減らすと申しますか、今、科学肥料50%減らすエコファーマー制度というものがありまして、これも結構数はいらっしゃいますので、そういう観点で「ほんまもん」という様な事は考えております。

ですから、化学肥料50%減というのは一応の目標という事で、農作物につきましては。

委員： ちょっとこの質問ではないかもしれないんですが、集落営農組織は全部でいくつできているんですか。

担当者： 集落営農組織は定義がいろいろございまして、集落は152あるんですけど、半分以上は集落営農組織だという解釈をしております。

委員： 半分ぐらいですか。

委員長： 委員さん。先程の「ほんまもん」の回答はそれでよろしゅうございますか。

委員： 難しいでしょうけど。

ただ、農作物だけではなくに他の物も含めて、それぞれの「ほんまもん」というのを出していかれる事の努力みたいなものがあればいいかなと思いますし、補助金の問題もあって、京ブランドというものを中心にという事になりますと、南丹市のブランドというよりも美山ブランドになっちゃうと思うんで、そうすると美山ブランドで行くのかどうかというところもまた、日吉ブランドでいくのか胡麻ブランドでいくのか、それも含めて南丹市のブランドとしてアピールをしてやっていかれるかによって、またPRの方法も変わってくると思うんです。

京ブランドの一部を担っている南丹市という様なものも一方ではありながら、まあ美山ブランド、日吉ブランドもあります、胡麻ブランドもありますというところではいかれるのかによって、方法が変わってくると思いますので、その辺のブランドのおおまかな定義と同時にブランドというものの名称と使い方とといいますか、その辺を統一されてお考えされておかれた方が解かり易いんじゃないかなと思います。

部局長： 確かに言われる様にブランドと申しますと、京ブランドの中の南丹という形になってきます。

と申しますのは、京のブランド野菜というのは20品目ぐらいあると思うんですけども、やっぱり販売力が伴わないと駄目なわけでして、南丹ブランドという事になると、系統組織に全部なっていますから、農協さんの話ですけども、そこなり京都府、それから価格安定流通協会等を組織していきまして単価を保てる様な形になっていますので、その中での京ブランドの中の南丹ブランドにしてもいいのかなと思います。

まあ「ほんまもん」という事になれば、道の駅に来られた場合については、もう少しはっきりした形で、これはどここの物ですよという形での、南丹のブランドの「ほんまもん」ですよというぐらいの形はできますし、それについては生産者の顔が見えるという形で。

これについては、先程特別認証の話がありましたけれども、こういった事業で認定が付いていますよという事については具体的にできるとは思いますし、そういったものについてはドンドン、認証野菜については推進して行きたいとは思っています。

委員長： はい。他に施策や事業等についてありましたら。

委員： 総括の事でお伺いしたいんですけども。

そもそも南丹ブランドを行政がどこまで力を入れてやっていくのかというところ、ちょっととっても意地悪な言い方なんですけども、やっていかなアカンのかというところをお伺いしておきたいと思うんですが。

実は、農家の方がどれぐらいやる気があるかによって、ここはとっても変わってしまう。

皆さんが農業されるわけではないので、それでさっきも集落営農組織がどれぐらいできているんですかという事をお伺いしたんですが、高齢化というのは日本全国どこでも一緒だけれども、どれだけ力をあわせて、若い人達も入れて、今までのやり方を変えてというつもりが、農家の方の方にあるのかという事で、ブランド化ができるのか、あるいは売れる商品をどれだけ、売れる農産物をどれだけ作れるのかという事に掛かってくると思うんですけれども。

その辺の把握は如何なものでしょうか。

委員： 私も似た様な事を言おうと思ってはいたんですけども、手法として様々な支援を農家にやられておりますよね。

実際に多いのは補助金を出すという事が多いんでしょうけども、あとは人を派遣するとか。

今までなら支援するという事なんですけど、これが農家の方にどう受け取られているのか。

農家の方としてはあんな事したい、こんな事したい、でも自分達だけではできない、だから助けてくれという事だったらまだしも解かるんですけど、行政の方からドンドンドンドン支援をしていって、農家の方からしたら、なんか行政がくれるから貰っておこかかみたいな話になっているんやったら、ちょっとそういう意味でいうたら評価も下がらざるを得ないし、あまり効果も低いと違うかなという思いがあるんですが。

そういう意味で、私達2人それぞれの観点からして農家の状況ですね、そういった事について、ちょっとお考えをお聞かせ願えればありがたいと思いますね。

委員長： はい。

担当者： ここに出ております事業の内容でございますけれども、それはそれぞれ、京都府なり国の事業名の名称でございます。

ただ、地元からの要望がございまして貼り付けたものでございまして、ですから営農組合であればこの事業でいけますとか、この個人なり法人ですとこの事業があてはまりますよという風な事で、当てはめた事業でありますので、事業名はいっぱいございますけれども、もちろんうちから、こういう制度がありますという様なコマーシャルというよりは、地元からこういう事で悩んでいるという事で、手立てをしてほしい、支援をしてほしいという風な事でございます。

農家の把握につきましては、そういう事で。

それから野菜とかそういう場合については、ハウス物ですとか、そんなに広大にはできないんですけれども、今米の割り当て制度というものが現にありましてですね、米は国が割り当てるわけですが、それ以外の面積が今30%から37%もあるという風な事で、米が64に対しまして米以外が30何%という風な事になりますと、おのずと集落営農では土地利用型と申しますか、麦ですとか大豆ですとか蕎麦ですとか、そういう大面積で消化をする様なそういう産物じゃないと、なかなか6.5対3.5になかばできないという風な状況で、いろんな事、運用面がございまして、ほとんど麦の機械ですね大型農業機械を集落営農さんに支援をしておるといふ風な実態でございます。

あとは野菜とかになりますと、専業農家で小規模な面積で十分ですので、個人的にはそういう農家に対して、支援策は日本ではあまりございませんので、その辺がなかなか難しい状況なんです今は。

ただ、担い手になりたいといひますか、担い手の要請の事業もございまして、僅かではございますけれども、そういう農家もありますので、そういう面で支援をしていくという様な事も取り組んでおります。

行政がどこまでやるのかという事なんですけれども、国も府もそういう考え方でございます

ので、やはり市としてもそういう国や京都府の施策に沿って補助していくというのは、市としての行政のやるべき事であろうかなという風に考えております。

委員： 全般的な指摘になるんですけど、事業評価の事でね、これはさっきの施策についてもいえる事なんですけども、今回見せていただいたものに関しては、予算が一体何に使われたのかちょっと読み取れないものがあると思うんですね。

そこら辺りを次回にはご注意くださいらと思うんです。

例えばという事で、特段悪いんじゃないくてたまたま目に付いたものでいいますと、78分の15にある「畜産振興事業」ですね。

ニワトリにあげる餌という米を作るという事業なわけなんですけど、その「モミロマン」という米を作って実証実験をするという事なんですけど、25万円掛けて何なんだろうという事が、ここではちょっと見えにくいんですよ。

実際、市役所で米を作っている訳ではないんでしょうから、何かこうしているはずなんですけれど、その辺の関係がもうちょっと見え易い、要はこの表自体というのは、この施策のために、「南丹ブランドの『ほんまもん』をつくる」という事にこの飼料米を作るというのが適合しているのかという話と、使った25万円というのが適切な効果を産んだか、効率化をよりはかったという事を見せいただくために作っていただいている表ですので、そういう意味ではこの25万円の予算が何に使われたのか、誰が何をしたというのが見える様に、常にお書きいただくとありがたいなあと思います。

もちろん解かるやつも多いんですよ。そういう事でお書きいただいたらありがたいなあと思いました。

折角触れたのでこの事業に関しては、成果としてはどの様に分析されているのか、担当課としての意見を伺いたいと思いますが。

要は、お米の中で鳥にあげる様なものを作るという事ですよね。

担当者： そうですね。

委員： 今後、何か広がっていく。実証実験されてみてどういう結果が得られたのでしょうか。

担当者： この「モミロマン」というのは、ここに書いてありますとおり飼料用の米でございまして、収量が、不通の食料米に比べまして倍以上ございまして、ですから給与にした場合にですね、生産費がそれだけ安くなるという風な事で、メリットがあるという風に思っております。

委託費の内容でございまして、先程もありました様に、養鶏農家さんにこの栽培から検証までを委託しております。ですから、種子代ですとか肥料代ですとか、日々の管理料ですとかが含まれています。

現在は飼料の高騰が収まっておりますので、そんなにメリットは無いわけですし、米を作るにはそれだけの生産費が係りますけれども、ニワトリにやるんですから単価が非常に安いという事で、飼料高騰時には非常に国の方も積極的に進めておりましたけれども、今は飼料が平均化しておりますので、そういう面で給与したわけでもございまして、今後については少し不透明な状況でございまして。

22年度についてもやっております、今は給飼と申しますか、餌をやってその効果を見ている状態です。

米でございまして、普段はトウモロコシを食べさせますので、卵の黄身の色が濃いんですけども、飼料米ですと黄色の色がでませんので、何か薄い黄色になってしまいます。

それでも、飼料米という事で卵が売れていくのかどうか。その辺の実証をやろうという様な事で、只今進めております。

いずれにしても、市の方ではそういう栽培というものはできませんので農家さんの方に

委託をして、結果を基に評価を行うという様な取り組みをしております。以上でございます。

委員長： よろしゅうございますか。

委員： はい。

委員長： はい。どうもありがとうございました。

そうですね。じゃあ、あと手短に。

委員： 意見なんですけど短く。

21のこの、道の駅ですね、新光悦の方なんですけども、に関しては、先程やや雑談的な感じでバァッといろいろ申し上げる中で申し上げたんですけども、その「ほんまもん」の南丹ブランドの物を発信していくという事でいったら、もう少し置いておられるものとかに工夫の余地があるんじゃないかなと。南丹に関係の無いものが非常に多いんじゃないかという感想を、私個人、一利用者として思いますし、そういう声を良く聞きますので申し上げておきます。

それから、折角市内の農産品なんかを調理したものなんかがその場でパッと食べられる様なものが殆ど無いわけで、それがちょっと不満な点だという事を、人づてに聞きします。

さっきの、つづぎを言いますシカの事なんですけども、冷凍品は売っているんですね。

美山の方にある道の駅にしても、シカソーセージとか冷凍の状態で売っているんで、食べられる状態なんかでは全然売ってない。シカのサラミとかソーセージとか、どっちも値段もそこそこお手頃やし、食べたらおいしい物なんですけど、カチコチに凍った状態で売っているわけで、その場でちっとも食べられないという事は、ちょっと弱いんじゃないかなあ。

そういう意味で、商売にならんかったらどうしようもないわけなんですけども、発信していくという意味では、ちょっとの何百円かで食べられるものがあるというのは、意味がある様に思いますので、そういうご工夫なんかも指定管理の財団の方でご検討いただけたら、もっと良くなるんじゃないかなという風には思います。

あと、先程触れられたシカの事とか害獣への対策の問題なんですけど、南丹市だけではなく、府下いろんな市や町で、当然シカや猪といったものの害といったものはすごいと思います。

大きくはフェンスを作るか、猟友会なんかに駆除してもらおうという事なんでしょうけど、ずっとやっているんですけど、あまり抜本的な対策になっていないと思うんですけど。

相変わらず沢山出てきて、農産物荒らされて困っているという様な印象を持っておるんですけど、その点について改善の傾向にあるのかどうか、いやそうではないのかといった辺りの話しを伺いたいです。

委員長： あと、道の駅の方はどういう事でしたか。

委員： 道の駅の事は、私の意見です。

委員長： じゃあ、鳥獣被害の事で。

委員長： もっといいますと、猟友会か沢山、千何頭ですか獲っているにも関わらず、ちっとも害が減らない様な印象を持っておるんですけども、事実として徐々に改善に向かっているのかとか、まったく変わらないのか、そのあたりをどうしても伺いたいと思うんですね。

委員長： 今の関連なんですけど、78分の75ページの方です、委託料として小さな地域の捕獲委託と広域の捕獲委託と委託料が2本あってですね、もう一つは鳥獣捕獲報償金という報償金ででているんですね。

今委員がおっしゃられたご質問と私も同じ風に思ったんですけども、1頭なんぼという形でいかれるものと、全体的にお任せしていますというので、どれだけ効果があがっているのかという事と、この3つに分けていらっしゃるところで、これが有効なお金としてでているのかどうかというところを併せてお聞きしたかったなと思います。

委員長： 事業の効果と、今の委員のご質問の件。

担当者： 年間を通して、市の猟友会さんに委託料としてお支払いしておる分。計画的に捕獲等する分等に対する出動手当見合い分という様な事で委託料を計上させていただいております。

また、広域捕獲の有害鳥獣捕獲委託料として、別途に昨年度から計上させていただいております。んですけども、これにつきましては、例えば南丹市の管内でも各旧町ごとに捕獲を、それぞれの旧町の被害の状況ですとかを考慮にいれまして、捕獲許可を市の方から出しておるんですけども、例えばその旧町ごとに境界をまたがって、特に鹿とか猪とかおる場所が広域的に移動をかけますので、例えば同じ市の管内でも、旧町でいいますと美山町と日吉町とか、園部町と八木町ですとかという様な、地域を、例えば旧町ごとに限られた区画に限らず広域的に捕獲をしてもらう許可態勢を取ったらどうかという様な事で、新たに捕獲隊を編成していただきまして、有害鳥獣の捕獲に対応していただいておりますという様な、別途契約を行って、市町村域を超えて移動する様な有害鳥獣の捕獲にあたっていただいておりますという様な委託料の支出をしております。

毎年アンケート調査なんですけども、例年3月、年度末ぐらいに各行政区ですとか、集落の農家組合さん単位ですとかに、被害状況は例年とどうですかとか、変わりございませんかという様なアンケート調査なんですけども、実際とらせていただいております。

昨年度といいますか平成21年度の被害状況ですと、だいたい、あくまでもあがった数字そのまま記載させてもらっておりますんですけども、南丹市の管内で8千9百万程の農業関係の被害、林業関係の被害、水産関係の被害を含めましてですけども、発生しておるという状況を把握しております。

平成20年度から比較をただ単純にさせてもらうのが良いのか悪いのか分かりませんが、若干減っておるという様な報告もいただいておりますという様な現状です。

委員長： はい。ありがとうございます。

委 長： もう一つの、一応この政策的な指向という事でいいますと、今は猟で害獣を倒すという事と、フェンスを作るという事に、似た様な、似た様なという事とあれですが予算規模ベースの方が沢山支出されているのかな、お金を使っているんですけど、考えようによっては全部フェンスで覆った方が早いんじゃないかなという考え方もありますしね。

その辺については、どうお考えですか。

撃っても撃ってもね、もう一つ、ちょっとは減っているかもしれないけど、相変わらず被害が無くならないという事ならば、一定年月持つ様なフェンスで、いっその事、山全部を覆ってしまった方が早いんじゃないかという考え方もあると思いますが。

担当者： 直接的な効果としてはやはり駆除するという事が必要ではないかなという風に思います。

覆いを作るという事につきましても、従来ですと集落単位で農地等を囲っていただくという方向付けがなかなか無かったんです。

それではイカンという様な事で、効果が無いという様な事で、個々にされておるやつを集落的な取り組みの方向に、徐々にですけども成っていつているという様な方向付けで、各集落単位を、行政の方からも指導させてもらって、そういう事業の取り組みに持っていつている。

また、国費の補助事業等も、まあ有利な補助率の高い国費の事業もありますので、そちらの方向付けで推進をしていくとゆう様な方向付けでも、上の方では行っておる様な状況でございます。

委員長： はい。ありがとうございます。

委 長： 78分の76のところ、捕獲に当たられている人数が計14名なわけですけど、これは市全域で14名しかおられないという事ですか。

担当者： いや、あのおう100名強、南丹市の管内で捕獲に従事していただきます捕獲班員さんを登録

させてもらっておるんです。

この14名といいますのは、どうしても猟友会の会員さんというのは高齢化しております、なかなか新規に若い人が、後継者ですね無いという様な事で、市の独自の制度なんですけども、狩猟免許を取得をしていただいて捕獲班になっていただく人に対しては、免許補助金の制度を作っておるんです。

昨年ですとその制度に14名の方が、新たに補助を受けられたという事で、銃器2名、わな猟で12名、合計14名という表示をさせていただいております。

委員長： はい。ありがとうございます。

委員： 最後に、この件についてはもう少し抜本的な対策があるんじゃないかなろうかと。結構大きな金額が動いていると思うんです。フェンスを作るのと猟をする事について。

それにも関わらず、あまり目だって減らないという事であれば、まあ野生動物保護という観点であれば、ご批判もでてこようかと思えますけれど、猟師の方を集めて一網打尽にする様な勢いでドツと、はっきりいって予算を集めて、猟師を他の地域から集めてきてでも一網打尽に一度するとか、あるいは長期的にもつフェンスで覆うとか、真剣にやってわらわなくてもよろしいですけど、ホントに根絶やしにしようという策が有る様な気がするんですね。

今のところ予算の範囲内で、頑張っって何か考えてやっているという雰囲気はどうもする。すみません印象で語って申し訳なくて。

同時に私個人的にはそれで得られる鹿をうまく料理して売り出していけばとか、という事を個人的にも好きですので思うんですけども、害獣処理という事については、何か先の見えない事に大きな金額が使われている風に評価表を見ても思いましたんで、少し申し上げました。

部局長： これだけの額をおそらく使っているところは少ないと思うんですね。

言われた様に、私も個人的には極端な話し。

委員長： はい、どうも。ちょっとすみません。

ちょっと時間がですねだいぶ過ぎておりますので、いろいろまだあるかと思うんですけど。

部局長： 1点だけちょっと言っておきますと、環境省は、この25年で1.7倍ぐらい鹿が増えているという事を言っています。

いろんな要因が、3つ4つあるんでしょうけども。

委員長： そうですか。はい。

委員： それこそ子どもいる時にやるとか、従来の業務を見直す様な事で、根絶やしにするのが数年掛かるんでしょうね。

部局長： 根絶やしというか、鹿には住民票が無いんで解からないんですよ。

委員： そうですね。すみません。

委員長： いえいえ。

部局長： 基本的には、山に入らなくなった事が一番の問題です。

委員長： それでは、まだまだ尽きないご意見なりご質問があるかとは思いますが、少々この辺りで評価作業に入っていきたいと思います。

前回同様、各委員さんの評価をいただきたいと思います。

委員： 私個人的には、かなりいろいろとやってらっしゃるし、地元の方の協力も高齢化が進んだとはいえ我が事として一生懸命やるべき事をされていますし、これに答えて行政も補助事業を取り入れてやっておられるというご説明だった事と、ここであんまり書かれてないんですけども、農商工連携で新しく商品を作っておられるという点を踏まえて、今の段階では「優」でいいんじゃないかなあという風に考えています。

ただ、その書き方としては、ダイナミックに頑張っているんだよ、これだけやっているよと

いう様なところ辺をアピールしていただいてもいいのに、ずい分控えめな感じだなという印象がありますので、もう少しやっている事を上手に書いていただいたら読み取れたのかなと思いますが、この後どうなるんやろというのは、ちょっと気に係るところではあります。

南丹ブランドにこだわると、私は逆にアカンのと違うかと。

京ブランドみたいな大きなブランドと、美山みたいな全国区になっている様なブランドを持ちながら、南丹の名前を残さないとアカンというのは、とっても大変で、もし他の集落の方々があまり気にされないんだったら、儲かるところ辺にうまい事乗っかって行って、農業もやっぱり成り立たしていくんだ、ちゃんと金儲けになるんだみたいなどころ辺に成っていかれるんだったら、あんまり「南丹ブランド」というところ辺の名前自体に拘わらないで、本当にちゃんとやっているというところ辺、先程ご説明いただいたみたいに、密室の部分で、じゃあこれの名前はええやんみたいなどころ辺で売っていかれるのが「南丹ブランドの『ほんまもん』」という位置づけになるのかなという風に思うので、この当時はもしかしたら「南丹ブランド」という商品を作られる予定だったのかもしれないですけども、不幸にして京都の隣にあるので、京都のブランドの方が強いわけですから、そのあたりに肯定されないんだったら。

ただ、もう一つの懸念事項は、人をどう育てはいるんやろというところ辺で、担い手としての農家さんだけじゃなくて、それをうまく販売するとか、消費者と繋いでいくとかというところ辺の動きが、一個一個見たら公社さんとか動いてはるので、その中にはメンバーがいたはるのかなあとと思うんですが、やっぱり売れる物にボタンを掛けていく人というのは、作る人とは違う人やという風に思うので、そこの辺の動きがちょっと見えないのが、この後もしかしたら考える余地があるのかなあとと思って懸念しているところですが、今の動きの中では頑張ってるという評価で私はいいいのかなと思いました。

委員長： はい。只今の説明のとおりでございまして、委員さんは「優」という評価でございます。ありがとうございます。

委員： タイトルが「南丹ブランド『ほんまもん』をつくる」という様な事で、この「南丹ブランド」の中に亀岡も入り京丹波も入るという事になると、何か南丹市のいわゆる個別の美山なら美山ブランドとかですお胡麻ブランドを、まだお守りとして位置付けなられていかれる方がいいのかなという気がします。

あるいは、先程から異論がでています様に、実質お作りになられたら南丹の魅力を、どういう形で売っていかれようとしておられるのか、また市がそれをどの様な形でサポートされているかによっても変わってくるのではないかなと思います。

各事業を見せていただきまして、やはり補助金等が割りと沢山出てる事業があるかと思えます。その事業について、本当に毎年度、事業とあわせて評価をされて、次の事業にどう繋がって行っておられるのかがちょっと見えにくい。

沢山、単年度事業もおありになろうかとも思うんですけど、その辺がちょっと解かりにくいところがありますので、「良」という結論にさせていただけたらと思えます。

委員長： はい、ありがとうございます。

委員さんのお話のとおりで、「良」という評価でございます。ありがとうございます。

委員： 非常に悩ましいところなんですけど、「優」でもいいんじゃないかという風に思っておる次第でございます。

ただ、施策の問題が「南丹ブランドの『ほんまもん』をつくる」と書いてあるから、そう言われると何か違う様な気がするんですが、ただ農林業の振興を図るという事と、その京野菜といったブランドを、着実に打ち出していく、応援していくという意味では、できる事されているんだろうなという風に思います。

ただ、それらの事業を管理していく上で、もうちょっと工夫できるんじゃないか、例えば先程委員がおっしゃったとおりだと思いますし、私もさっき言いました様に、どこそこの集落に何かを支援したとか、どこどこの組合にこうしたとかあるんですけど、なぜそこに気前良く買ってあげたりしたのかという辺りが評価表からは読み取りがたい。

実際要望があったんでしょうけど、要望がいろんな所から来ている中で、どれかを切ってどれかを選んでいるという辺りが、ちょっとスカッと見えてないなという辺りにどうだろうという思いがあるんですけども、政策の展開というところからいったら、まあまあ「優」でもいいんじゃないかなと思っております。

委員長： はい。ありがとうございます。

今のご説明の様に、委員は「優」という評価でございます。

お三方それぞれ説明がございました様に、農林の振興、「南丹ブランドの『ほんまもん』をつくる」という意味での振興というのが非常に将来にとって重要性が高いという様な意味から、そして今もいろんな事業を展開されているという意味で、評価としては「優」といっていいんじゃないかと。

ただし、将来にはいろんな課題も残しているという事はございますが、一応委員さんの意見を基に当委員会としましては「優」という評価でいきたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

委員： はい。

委員長： それでは、第2章第3節の「南丹ブランドの『ほんまもん』をつくる」、この評価につきましては「優」という評価にしたいとおもいます。

ありがとうございます。

③ 施策評価「第1章第5節 ふるさとで働ける場を増やす」

委員長： では、時間もだいぶ過ぎて参りましたが、今日、できましたらあと少し評価の整理もしたいと思っておりますので、次の、本日最後の施策でございますけれども、第1章第5節「ふるさとで働ける場をふやす」と、この施策についての評価作業に入りたいと思います。

まず、担当部局からの説明をよろしくお願ひします。

部局長： 【 施策の概要について説明 】

委員長： はい、ありがとうございます。

只今、担当部局の方から説明がございました。

それでは、委員さんのご質問なりご意見を、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員： 目標、成果のところなんですけど、起業又は誘致した企業数というのは、いつからからのタイプでこの実績が33になったのか。これは、どういう数字なのか教えていただけないでしょうか。

担当者： 22年度につきましては、南丹市内での誘致をいたしました企業数、そのまま33でございます。

総合振興計画の数値目標ですね、目標値が36を21年度につきましては設定をしております。

その中で、実績値といたしましては35。

新たに3社誘致をしましょうというところで頑張ったんですが、2社に留まったという数字の見方をしていただいたら。

委員： 起点はいつだったのかなあと思ひまして。

平成20年度の実績値が33。20年度に33社来たんですか、平成20年度に。

担当者： 合併以前に4町で既に誘致していました企業数がベースとなっております。

それから南丹市の数値という捕らまえ方で。

委員： ああ、なるほど。ありがとうございます。

引き続きよろしいですか。

全体的な事につきましては、そもそも「ふるさとで働ける場をふやす」という事で、沢山の企業の誘致に成功して、また新たな誘致に成功している事自体はいい事だと思うんですけど、ピンポイントで来ていただいた企業で働きかけて、今働いている方になるべく市内に住んでいただける様なキャンペーンというか、説明会をやるのかポスターを作るのか何をやるのが良いのか解らないんですけど、決め打ちで働きかけをしないと、ちっとも住む人が増えないんじゃないかなあという風に思うんですけど、ここも企業を見ても働いている人はもっと亀岡とか京都から来ていますというんじゃない、この施策との整合性が問われる様な気がするんですね。

手段としては企業に直接働きかけた方が早い様な気がするんですが、こういった考え方についてどの様に思いますか。

担当者： この評価表の1番ですね。現状と課題のところにも挙げておりますが、誘致企業2,500人を超える状況でございます。

その中で、南丹市内で雇用をいただいている数が1,100でございます。残り1,500の方は残念ながら南丹市外から勤めておられる方という数値になります。

そういった中で、京都新光悦村につきましてもこの中で記載しておりますが、誘致企業の連絡会議的な京都新光悦村の会という任意組織をつくりまして、また旧八木町で誘致した企業さんについてはプラネット八木と、それは八木地域ですけど、そういった組織の中に行政も加わる事によって、そういった機会に、是非南丹市内に、区画整理事業もたくさんやっていますよと、近くの、通勤に近いところで内林町というところの区画整理事業なり、園部駅にもございます平成台、そういったご案内を、常々しているというところでございますが、経済情勢非常に厳しくて、なかなかいい話にはならないんですが、立地していただいた企業様ととにかくコミュニケーションを図る中で、これは継続して進めていかなければならないという認識の下でやっています。

委員長： 他に如何でございましょう。

委員： 光悦村というのは、鷹ヶ峰の方にあるんですかね、元々は。

芸術家の方々が逢い集まっている集団の様に思うんですけど、南丹市のこの新光悦村もそういう芸術的な企業、芸術的な企業というのはよく解らないですが、そういう所の方々が逢い集まって、新しい村をお作りになろうと元々されていらっしゃるんですか。

担当者： 元々計画を立ち上げた時に、京都の光悦村ですね鷹ヶ峰の。立派な職人さんの村でございますが。

そういった伝統的な産業と京都独自のものづくりですね。それと近代的な産業と申しますか、そういった伝統と近代産業の融合を図っていくエリアとしての村をコンセプトを置きました。

私共も、ただの工業団地ではなくて特化したものという位置づけをいたしております。

その中で、分譲主は京都府でございますが、京都府内部の進出企業の審査会委員会においても、先端産業の企業様であっても、京の伝統的なものが盛り込まれているかという審査をいただく中で、特化したものにしましょうという観点で、現在村づくりを進めています。

委員： 現在7社入っているという先程の説明だったと思うんですが、全体の大きさからするとだいたい何割ぐらい、7社で占めているいらっしゃるんですか。

大きさにもよるんでしょうけどね。

担当者： 光悦村というのは、全体の面積が23ヘクタールございます。

この23ヘクタールには、もちろん道路、駐車場、土地、公園、調整池なり残地森林が含ま

れています。

分譲の面積といたしましては、9ヘクタール。23ヘクタールの内9ヘクタールでございます。

区画数としては、大きい区画小さい区画がございますが58区画。

今現在、7社で13区画、面積でいきますと約2.7ヘクタールでございます。

あと、進出等表明いただいている企業さんを合わせますと、36区画、面積で約7.5ヘクタール、区画比率でいきますと58分の36で62%、面積比率でいきますと9分の7.5で82%という状況で推移している状態です。

委員： 事業の数も少ないのでどうしても目立ってしまうんですけど、見直しの方向はという事はどういう事で、就職助成事業というのがなぜかこっちに入っているんですけど、まあ福祉の方に入れてもいいんじゃないでしょうかという事と、そもそも要らないんじゃないでしょうかという気もするんですけど、見直しの方向をどうされるのかという事を、もしよろしければ現時点での考えをお聞かせ願えればありがたいんですけど。

担当者： その分野ですけど、社会福祉課で担当をしている者です。

この福祉の部分では、就職助成事業があがっておるわけですけども、これについては地域に残ってというものではなくて、高校卒業なり専修学校等を卒業された方で就職をされる方という事で、福祉の部分が非常に強くなっておりまして、生活保護世帯の認定は受けないけれども、極めてそれに近い状態の世帯に対しての助成という事で、計画というか、あげてはおる訳ですけども、ここにもあげておりますけれども、合併以降ですけども18年度に2件あっただけで、それ以降については申請等がされる事は無いという事で、事業の見直しは必要であるという認識はしております。

委員： やっぱりその、理念的には解るんですけど、こうなると何か問題があるんじゃないかと言わざるを得ないですね。

ついでなんですけど、細かい事で恐縮なんですけど、20年度と21年度は一応事務、職員の方は動いておられるんですが何をされていたんですか。要するに人件費だけ発生している訳ですよ。

理屈では、これ止めてしまえば、この時間を他へ割り振れるという様な事にあるかと思うんですけども、そこまで目くじらたてて言わないとアカン様な事なのかという気もしつつ伺いするんですけど、実際には支出には至らなかったけど、支出するかもしれないという様なケースがあったんでしょうか。

担当者： 人件費につきましては、社会福祉課内で誰かが担当しておりますという比率で按分した形で入れておるんです。

ですから実際のところ、実際の稼動にはなっておらない様な状況なんです。

委員： そういう事なら、使っていない、事実なにもしていない、0（ゼロ）という事で整理すべき事ですよ。

意地悪い言い方をしたら、一人の職員が年間の労働の5%、誰かやっていたけど何も結局お金も出てへんしという言い方をされてしまうんで、それならそれで人件費も0（ゼロ）でいいんじゃないかと思うんですね。

そういう事なので、もしこういうニーズがあるけど事業知られてなくてという事ならば、それに見合ったリフォームが、事業を組み立ててという事ができるでしょうし、理屈上借りられる人がいるはずだといっても、実際は誰も現れないなら止めてしまっ、そういう本当に困っている人が新たに現れてから考えられたらいいんじゃないかと思います。

委員長： はい、ありがとうございます。

委員： それとすみませんもう一つ。

離職者向け住宅手当緊急支給事業というのがあるんですけど、これはどういう場合に支給が受けられたりできる制度なんですか。

担当者： 雇用情勢の悪化という事で、一般的にはよく「派遣切れ」という形の中で、派遣されておる方が社宅等に入居されておった方が、離職とともに住宅を追い出されるという様な事態が全国的に発生したという事で、国の施策としてそういった対応するという事で、離職に伴って住宅を喪失するまたは今の住居を出ていかなければならないといった場合に、一定の住宅の家賃を補償する形で、6ヶ月程度の事になるんですけども、補償しその間に雇用を、新たな就職先を見つけるという事で。

住居が無い、住所が無いという様な形になると、いわゆる就職面でも一定のハンディが出てくるといふ様な事で、そういうような事を補う意味で新たにセーフティネットの中で設けられたという様な事業でございます。

委員： これは、家賃の全額なんかを出す制度なんですか。

担当者： 全額というか、限度があるわけなんですけれど、いわゆる生活保護の、南丹市の基準になっております額を限度として一定の家賃を補償していくという制度、給付をしていくという制度です。

委員： だから、国から出ている事やからそんなに攻めなくても良いのかもしれませんが、事実としては結局、全然該当者がいないんですけど、該当者がいないのに事務消耗品を1万使ったりとかするというのは、ちょっとどうなんかなという気が、この辺りはちゃんと説明がつくんでしょかね。

担当者： これは21年度の10月からの制度という事で、一定の支給に対する要綱とかというものについても制定をする必要がございましたし、啓発的にもさせていただいたという中で、僅かなんですけども消耗品的なもので、印刷製本という形の中で出させていただいてというものになってございます。

たまたま、本来である住宅手当の支給対象者は、この時点では現れてなかったんですけど、22年度については今現在2名の方を該当にして、一定までの支給をしておるといふ様な現状でございます。

委員： はい。その最後の部分なんですけど、現状でそういう方にうまくこの費用というのが行き渡っているのか、あるいは知られてないという事はないですか。

人数で、少ないと言え少い様にも感じたんですけども。

担当者： この辺の地域の関係もありまして、住宅に困窮されておる方というのは、やはり都市部に集中しておるといふ状況でございます。たまたま私共の方に来られて支給をしておりますけれども、全体としては南丹市の場合は何とか家が、持ち家者が殆どというか、そういう就職先の雇用がちゃんとした方が殆どであるという様な中でありまして、そう心配される様なケースは無いんですけども、今年やられた方についても、新たに南丹市に住居を見つけて、市の方へ住居手当を、支給せんなんという様な事があったという様な事での内容でございました。

2件については、その様な形でございました。

委員： 枠としてはもっと沢山あって、使わなければ返納する、国に帰すという様な形ですか。

担当者： そうですね。まあ、そういう形ですけど、この辺の状況を見ながら予算を組んでおるといふ様な状況にあります。

委員： ありがとうございます。

委員長： はい、ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

委員： 施策評価表の下の方に、「評価を受けて取り組んだこと」というところに「商工会支援策の実施をした。」というのがありまして、「今年度の評価」のところで「地域ニーズに対応した福祉や環境など各分野で可能性のあるコミュニティビジネスなどの展開を図る。」というのがあるんですが、この個別の事業評価の中には商工会支援策の事業は無いんですけども、これは事業費予算としては無いんですけども、職員の人が汗かいて何かやらはったという形のものがあるんでしょうか。

担当者： この中で「小規模企業支援事業」がございませぬ。

14の7ページのこの事業が、商工会を通じて、商工会員さんに限ってセーフティネットをやっという事業でございませぬので、こちらの総括表の表現が、こういった文言になったというところでご理解いただきたいと思ひます。

委員長： よろしゅうございませぬか。

委員： はい。

委員長： 他にございませぬでしょうか。

委員： 実際に、誘致だけじゃなくて実際に起こった店舗でもいいですし、事業でも工場でも作業所でもいいんですけど、新たに起業、起こる業の方の数というのは把握されていませぬか。福祉のサービスステーションでも結構ですし。

担当者： 商工観光課では、数字的には、ここ数年は把握したものはありませぬ。

あの、新規のお店とかはございませぬけど、起こすという観点では、数値はございませぬ。

委員： ちなみに店舗としては、何点ぐらいが。どこからあれするかというのは難しいでしょうが。まあ近年、1・2個ぐらいはできているという様な状況なのか。

担当者： 商業統計等の数値がございませぬが、4年に1回とか。

毎年、南丹市の方も数値が取れてないんで、申し訳ないですが手元に数値が。

部局長： パン屋さんとかお菓子屋、そういった類の観光的な面というのは、ポツポツ出てきてはいませぬ。

委員： 出てきては。先程委員が、行ったはいいけど食べれへんしとかいうのがあったのでね、まあそういうのが年々進出してきて、若い子が。

委員： いつ行ったのかは解らへんのですけど、車で走っていたらポツポツ、なんか食べ物屋さんとか何かハムとか書いてある店が、ポツポツポツと出てきている様には感じませぬけど。以前に比べると。

道も良くなって、クッキーか何かの店とか、ハムの何かの店とか、以前は無かったよなというのが、ポツポツと見られると。

担当者： ただ、いつ行っても利用可能かというところの問題がございませぬして、利用と供給と需要のバランスといひませぬか、なかなかパイが無いもので。シカ肉についてもそうです。

先程、道の駅・新光悦村のご指摘ございませぬましたが、早い時間帯では野菜の直売もしていませぬし、地元加工品のお弁当も出しています。ただ個数がしれていませぬので早い時間に売り切れてしまふと。

また沢山作っても売れ残りの心配がございませぬので、そこで今携わっておられる方は、かなり悩んでおられる状況です。

ちょっと予断でありますけれど、申し訳ないんで。

委員： 何か。例えば売れ残ったら市内に行商に行くビジネスモデルとか。すみませぬ、学生とそんな話しをしていたんですけども。

最後に一つだけよろしいですか。

部局長： はい、どうぞ。

委員： 同じ事を何度も言っていて申し訳ないんですが、新光悦村の話の中で、立地企業の一つの組織化という事なんかもされていて、そういう事自体大変いいと思うんですが、やっぱり働いている方にもっと住んでいただく、また来ていただく企業や働いている人ごとに来ていただいたらいいなというのは当然あると思うんですけど、やっぱり行政の方が何か機会を設けてもらって企業に、直接こういういい条件とか施策があるから説明会をするというのまでなると、いろいろ難しいんでしょうか。

アイデアはその程度しか無いんですけども、何か企業を通じて働きかけていくというよりは、トータルで住むところなん有りますとか、政策の上でもこういういい点がありますから来てくださいという様な事も、ピンポイントで直接従業員の方に、仕事に時間に持ってもらう事は難しいのかもしれませんが、できるなら言った方が早い様な気もするんですけども。

どうしても企業を通じてだと、良かったら引っ越したらというニュアンスになって、だいぶ違う様な気がするんですが、ここまでするのは難しいですか。

担当者： そうですね。誘致企業さんの会の中では、なかなか、管理部門の方が出て来られますので、直接従業員の方にお話しするというのは難しいんじゃないかと思えます。

それと、光悦村でものづくり、工房なんかされている方ですね、その人については工房スペースと住居スペース、両方兼ねた部分で進出いただいていますんで、すなわちそこに住んでいたというご案内はさせていただいております。

ただ、大きな企業さんについては、既にお家がある方がという方が殆どで、なかなか。

委員： 企業誘致で引っ越す時に、思い切ってエイッと引っ越しされないかなあと思って。

もし機会があるのなら、そういう事もあるのかなあと思って伺っただけです。

担当者： 企業さんがそういった、会社内部での優遇措置がというのも昔だったらあったかも知れませんが、最近はかなり厳しいので、そういう状況でございます。

委員： ただ前回の評価にもありました、南丹市さんには手厚いその福祉関係の手立てがねえ、折角なので、だから何かされる方がいいのかもしれないです。タウンベッド化になるでしょうし。

委員： そう気楽には無いとは思いますが、同時に何かそれぐらいどぎつくやらんと、そう気楽には引っ越してくれへんという気持ちもしたものですから。

担当者： 子育ての部分では当然ね、部署変わりますけど、それはPRしています。

子育てし易いまちというキャッチフレーズで、その辺はガンガンPRはさせていただいてはいます。

委員： 京都へも直ぐ行けるし、何かトータルでやったらというのが、この件に関してはずっと申し上げてきた事です。

部局長： 先程ちょっと申し上げましたが「ものづくりのまち南丹」という取り組みがありまして、新光悦村の中でも進出表明という事で黒竹さんなんかにつきましては、今、伝統工芸大学校がございましたけれども、そういった所の卒業生なんかも繋がって、マッチできるんじゃないかなという事は今考えているんですが。

委員長： はい、ありがとうございます。

まだ、ご質問なりご意見があるかとは思いますが、時間ばかり言う様で申し訳ないんですけど、これぐらいでちょっと打ち切らしていただきまして評価作業に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、この施策の評価をいただきたいと思えます。

判定につきましては、前回および前々回と同様でございますのでよろしく願いいたします。

委員： まず、事業の数が少のうございますので、施策コストの方からいうと、平成20年から21年度に1億減っていらっしゃっても事業をされているという事で、こういう不景気の時代でも

ありますから、企業誘致もなかなかできにくいという様なところでの活動で、やはりその金額が、補助事業がどんどん減っているのかなと思ってはおるんですけど、ただ全体的に行っておられる事業としては、私は「優」という評価にさせていただいたらどうかと思っております。

委員長： はい、ありがとうございます。

只今のご説明のとおり、委員さんは「優」という評価をいただいております。ありがとうございました。

委員： 私は実は評価を悩んでおります。

というのは、行政が働く場に対して何ができるというところ辺で、いつもちょっと、どういう風に評価すべきかというところ辺の視点が変わってしまうので、それがちょっと悩みではあるんですが。

大きな新光悦村を抱えていらっしゃるって、そこがある種ブランド化していて、そのブランドに基づいた戦略という意味では、キチッと戦略を立てられているのかなと思うんですが、住んでいらっしゃる人達、今住んでおられる人達の働き場所とか、あるいは例えば卒業した子が、大阪に就職先が無くてこっちへ帰って来た時に、大阪とか京都に就職先が無くて帰って来た時に、何かし様と思えるフィールドになっているかどうかという風なところ辺で考えると、ちょっと弱いのかなと。

だから独自にお店を出せる条件というのはいろいろあるのかなと思ったんですが、ここにあるコミュニティビジネスという言い方がいいのかどうか解からないんですが、店舗なりなんなりというところ辺で、そういう動きをね、どう作っているのかというのがちょっと評価できないなあとこの風に思う。

どうしても、私はそういうちっちゃなところ辺ばかり目がいってしまうのであれなんかも解からないんですが、例えば福祉にしる、環境にしる、観光にしる、大きな事じゃないけれども、働いているのはそこで3人か4人も解からないけれども、今の若い子達が何かやれる可能性みたいなのが見られるというのは、そっち側の方かなという風に思っていて、そこへの戦略というのが少しどうなんだろうというのがちょっと解からないので、私としては「優」が付けにくいなというところ辺で、そこを頑張っていただきたいという事で「良」と。

ただそれは補助金フレームではないんですね。かなり工夫してお金を取ってこないといけないところなので、先行的に行政が考えて、いろんな人たちと協議して仕掛けていってという事が必要なのかなという意味で、ちょっとマイナスポイントになってしまいました。ごめんなさい。

担当者： 1点よろしいでしょうか。

今のご意見で、以前評価になりました「にぎわいの市街地を作る」という項目がございました。

そちらの項目では、中心市街地でのコミュニティビジネス、空き家とか空き店舗を利活用した正しく起業ですね。若い人達が工夫して、そういった所を借りて共生するところの施策も今進めておりますので、また22年度の評価で出てくるんでしょうかね、いうところがございますので、ちょっとこちらの「ふるさとで働ける場をふやす」というところについては、あくまで企業の誘致という大きなところで整理をしておりますので、その点についてご理解を賜れたらと思います。

委員長： はい、ありがとうございます。

委員の評価は、先程説明の様な事で、「良」という評価をいただいております。ありがとうございます。

委員： 私は、今あるところの目的ですとか発生度合いなんかを考えて、まあまあ素直に「優」でい

いかなと。

それで、先に委員のおっしゃった事は、業務の中に入った要望というか、こうすればいいんじゃないかという意見として出してきましたので、そういう扱いで私も同感であるんですけども。

企業または誘致、企業を誘致していくというのがメインにあがっておりまして、そこでまた別の委員のおっしゃった様な事も思いますので、まあ「優」でいいんじゃないのかなと思います。

委員長： はい、ありがとうございます。

委員： すみません、ただ一言。

とはいうものの、今後何をしていくかという所が、実際この事業数がこんだけしかないのに、えらい総花的というか沢山の方針があがっているから、もうちょっと絞られるとか、他の施策との役割分担があっても良いのかなあという風には思います。

素直にこの方針というか対応関係を見ていくと、いや何やとか、他の施策にぶら下がっているという様な事もある様に思いますので、ただこの施策だけがアカンというのではなくて、どうも総合計画が先にあって、こういう評価が後から来たというのもあるって、どうも施策と事業の対応関係とか、ある施策にはやたらと事業がいっぱいあって分割した方がいいんじゃないかとか、そういう事があるやに思いますので、今後もうちょっと整理された方がいいんじゃないかなあ。

この働ける場を増やすという事に関しては、主に企業誘致だというのが、そういうのもっとスカッと出されていかれたらいい様に思いました。

あと先程、言おう言おうと言っていて忘れていたんですけど、今後そういうコミュニティビジネス的なものを起こすにせよ、今日扱った環境の問題をやるにせよ、国も「新しい公共」という様な事を言ったり、府も「地域力再生」という様な事をいったりして、様々な、住民とか地縁団体が何かをやるという事に補助するという事ですね、そういう枠組みを評価してきているので、それを市の方でうまく支援やっていたら、市の出す金額やら人手は減らしつつより大きな成果を上げられるんじゃないでしょうか。

特に京都府については、「地域力再生」を今年度までやっていましたけど、来年度からは「地域普請」という様な事をやって、一層、住民の自主的な、住民が自主的にやる公共活動を育てて、応援していこうという事を考えている様ですので、今日扱った三つの施策の中にもそれが使えそうなものが随分あると思いますので、少なくとも表には自治組織みたいなものを前に立てて、後ろで行政がうまく調整して、市が何できる、府の制度をどこまで利用できるかという事をうまく調整していったら、より効率的に効果的に事業ができるんじゃないかと思いますので、そういう取り組みはお願いしたいという事を加えた上での評価とさせていただきます。

委員長： はい。只今のご説明のとおり、委員さんは「優」という評価でございます。

お三方の意見を基にしまして、この施策につきましては「優」という評価にしたいと思いますが、よろしゅうございますかね。

委員： はい。

委員長： それでは、第1章第5節の「ふるさとで働ける場を増やす」という施策の評価につきましては、委員会の評価としましては、「優」という評価で終えたいと思います。

どうもありがとうございました。

4. 全体評価について

委員長： 本日はどうも大変ありがとうございました。

一応これで、先程の3つの施策を終わりました、本日の評価を全部終わりました。

そしてこれですね、いわゆる施策評価作業というのが一応予定通り終了する事ができましたありがとうございます。

そこで、全体の評価といいますか、こういったものを少し委員の皆様のご意見を、ここで聞きしておきたいなと思います。

南丹市総合振興計画書における全施策を見て、3年間掛けて見て参ったわけでございますけれども、この3年間お世話になった全体をちょっと見渡していただいて、委員の皆様の全体の感想なり評価なり、そういったものをご意見を伺っておければ、今後の南丹市の行政に活用できるんじゃないかなと、この様な事も考えております。

そういった事で、ちょっと漠然としているかもしれませんが、皆様のご意見を頂けたらと思いますので、よろしく願いいたします。

委員： 正直に言うと、非常に細かい資料を作っていたので、随分、他市の評価と比べても、他市よりも細かいとこまで見えて良かったです。

それだけに、削り様によっては削れるところもいっぱいあるんじゃないかと少々思います。

すごく補助金なんかも多いし、非常に何というか手厚い細かい配慮、繊細なという事を前回言わせていただきましたけど、事業がいっぱいあるなという風に思いました。

また、旧町ごとのものを引き継いでいて、全市でいうと統一が取れていない様なものも、いくつもあるやに思いました。

だから、やり方によっては絞れると思います。それをどうやってやるかが難しい問題だと思いますね。

それは結局、この南丹市の中で、行政とじゃあ民間とかそういう地域とか、どういう辺りで、どう役割分担をしていくのか、全体的な議論がいる様な気がします。

また、幅広く住民から声を聞いて、一定取捨選択とか重点付けせなアカンというんやったら、どこに力を入れるべきなのかという事を、市民全部の意見を聞ける様な形で考える方がいいんじゃないかと。

そういう広い意味での政治的な判断で重点を付けたら、絞り様はいくらでもあると思うんですね。

だけど、私達の委員会で1個ずつ見て、この事業いらん、あの事業いらんという無駄を切った結果、絞れるという様な事では無いという様な気がします。

そういう点では、削りしろはある様に思いましたというのが意見です。

2つ目は、施策の重点付けがやっぱりよくわかりませんでした。聞いても、全部大事といえど大事なんですけども、施策の重点付けというのが見えなかったというのが2つ目です。

思いつく限りで申し上げたいと思うんですけど、さっき申し上げた事で3つ目。

施策の中で、目的が良く、何ていうかかなり小さな施策と、複数の施策に分けても良さそうなものが混在している様に思いました。

事業数が106ある、この「医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する」というのは、明らかに4つぐらいに割れても良さそうに思いました。

というのは、現状が23の施策なんですけど、やっぱりこれだけの規模の市を見ると、40～50ぐらいの施策がある場合が多い様に思います。だから、次こういう施策体系をいじる時は、もうちょっとバラした方が良い様に思いました。

という事と、最後に評価という作業について申しますと、表の書き方という部分と、実際の政策とか成果を評価するという、ちょっと質の違う作業を一緒にこの委員会としてやって来ましたので、行政の側が厚くなり評価のレベルが上がってくるに伴ってどんどん時間が無くなっ

てきたと、しゃべりまくっておいて言う事ではないんですけども、すいませんお忙しい委員さんばかりなのに時間を無くならして申し訳なかったんですが、どうも時間が無くなってきていると。

一案としては2つ分けてしまって、既に総合政策室の方でされていると思うんですが、ヒアリングの方に例えば外部の人間が入って、外の人間から見たらこの部分が解からないとか、あるいは評価の専門的な立場からしたら、こういう情報が欠けているのはおかしいという様なある種、評価のやり方のサポートとかコーチみたいな事をやる部分は、この委員会から分けてもいいんじゃないかなという思いがしますね。

別にそうして貰わないと困るというものではないですけど、例えば一案としては、府立大学とかでも政策研究センターみたいなサポート的なことを設けていますし、他の大学とかでもあるんでしょうし、ある種そういう事の業務委託みたいなものを使ってコンサルみたいな感じで、コーチングみたいな事を別途やってもいいのかもしれないという気がします。

ここ何が書いてあるのか解からへんとかというレベルの事を片付けておいてから、この委員会をした方がいい様な気がしますね。

今までは両方一緒にやらせてもらっていましたが、今後、益々資料が充実するかもと思うと、分けるというのも一案化という気がします。以上です。

委員長： ありがとうございます。

私も強く感じておるんですけど、1番目に話しが出た行政全体の事業本数ですね。客観的に言ったらどう見ておられるんですか。

例えば予算規模とか、行政人口規模とかを見て、一概に客観的には言えないのかなあ。

ここで、800ぐらいですか。

事務局： 914です。

委員： どの部分をもって事業と呼ぶかという事で数は変わってくるんですけど、印象としたらやたら細かい。

要するに繊細なという印象があります。

委員長： ぼくら民間の目で見ると、予算が10万とか20万というのが、ずうっとあるでしょ。ちょっと考えられない。普通は。

やっぱり、ボンと一つの施策だったら、その柱になる様なのがいくつかあって、そこに集約されて、その予算なりという感覚がすぐに出てしまうんですけど、今回見ているものすごく、これとこれ、3つも4つも同じに見えたりして、そういう部分が強くてという印象があります。

委員： ただ良い面は、非常に個別具体的に、誰それにコンバインを買い与えたと書いてあるので、その妥当性が素人でも判断し易いと思いますね。

そういう時に、困窮している人を助けると言われたら、正としなければ仕方ないですから。

委員長： はい。ありがとうございます。

委員： 私は先生方の様にプロじゃありませんので、あくまでも住民の様な目線で、与えられた資料に基づいて説明をお受けして、評価をさせていただいたという様な所が一つ、先生方とは違うところかなとったりしています。

その中で、先程委員がおっしゃいました様に、4町の合併したものをまだ未だにずっと引きずっておられる所が、やはり行政評価として一番問題かなと。

建物も、あっちもありこっちもあり、その維持費がずっといってくるみたいな所が一番気になったところかなという風に思います。

また、市関係の方も、それぞれの町でやっておられた良いところを全部南丹市が引き継がれたので、手厚いサポートになっているのかなと。それも、4町合併の弊害を引きずっておられ

るところかなという風に思います。

2つ目が、施策のところでございますが、やはり基本的な施策があつて、それに後から事業を仕分けされて、担当課があちこちまたがった形でされていらっしゃる。

基本になるその施策自身が、本当に中心になる課があるんでしょうけども、他のまたがる課とどう調整されてですね、それを基本的な方向の基にどう動こうとされているのかというのがちょっと見えにくかった。

それは、先程ご指摘の様に、事業数が多すぎるといふのも一つかも解かりませんし、載せなくていい事業まで入っているから、もう辞めますといふものも入っていたりしてですね、国の補助が無かったらこれはできません、所属長の評価が無いものまで、事業に出していらっしゃるところに、事業数が多くなってしまっているのかなと思います。

まあそれを考えると、やはり引き続き縦割り行政の弊害といふのが一部、まだ残っているのかなという気が、十分されているんだろうとは思うんですけど、ちょっとその辺が気になったところがございます。

最後でございますけれど、全体的な評価からいいますと、やはり費用対効果といふのがあまり、与えられた資料の中ではですね、これを前年度からこれだけ下げて、これだけの充実をしましたといふのが見えるともっと良かったのかなあという風に思いました。

その3点がちょっと意見として申し上げたいと思います。

委員長： 3番目の費用対効果といふのは、非常に大事やと思うんですけど。

この辺りは、どうなんでしょう。目標値の指標と管理手法も含めてですが、この南丹市さんの場合は。

委員： もう少し継続的に見ていく中で、毎年、毎年やっていたら、今年は時間が無かったから見逃した事業についても、また言えるか、出てくると思うんですけどね。

委員長： こういうのは、一つの物差しで見ていくという事が大事でしょうね。

委員： やっぱり繰返すといふのが大事だと思うのは、私は他の所で、宝塚市の教育委員会の評価といふのを3年連続でやっていたんですよ。今年3年目になると、さすがに殆どの事業を何回も見ているので、細かい所まで気付く様になってきたといふのがあります。

南丹市については、まだ全部はじめての事業ばかりで、知らない分野が私も多いから、正直なんか突っ込むべき所を素通りしている可能性もよくあるんですけど、ずうっと見ていたら多分気付く事も出てこようと思うから、やっぱり継続、なかなか1回見て解かるものではないと思うので、こういう評価を行政が行って、外部の目でずっとやっていく体制は大事だと思います。

委員長： はい、ありがとうございます。

委員： 評価そのものは、最初見たときから随分洗練されてここまで来たんで、資料としてはずいぶん解かり易くなって来たと思いますが、書き方はやっぱり、まだ上手な所と、やっているんやからもうちょっと書かはったらいいのにといふ所とあるので、どうしてもお話しを聞かないと出てこないのかなという感じがしました。

慣れてこられると、市民の皆さんにも解かる様になるのかなと思いますが、今の資料を見ても市民の方は、なかなか解からないだろうなといふところ辺が正直なところですよ。よっぽど関わっておられる方は解かると思うんですが。

それが評価に関してで、私は窪田先生がおられたので、評価そのものよりも、一生懸命施策としての妥当性みたいところを考えようと思っていたんですが、やっぱり全体のストーリーが、総計に書かれているものから段々遊離していくのかな。最初作った時から段々遊離してきているのかなという様なイメージがあります。

それは多分、予算がつかなくなったり、補助金の兼ね合いでという事があるのだと思うんですけども、段々共有した目標を、自分達の言葉に置き換えて、自分達の思いに置き換えて、これをするためにちょっと違うんだけど、この事業を使って次の段階にはここへ持って行って、再来年ぐらいにはここまでいきたいという様な書き方には、なかなかないなかつたのかなという様な気がします。

なので、だからいつも何とか計画無いですかという風に聞かざるを得なくなってしまう。長期的なステップあるいは中期的なステップとしてどう考えていやはって、だから今この事業やっていますというのが、解からなくなっちゃうという所があったのがちょっと残念でしたが、これを何回もやっておられたら、段々上手にプレゼンしていただけるのかなと思うんです。

それから、縦割り行政のあれなんですけど、この総計そのものの作り方の時に、かなり横断的にやる事を前提に柱立てをしてはるんでしょうね。

それをここで事業にした時には、どっかに当てはまる様に、重複しない様にとという分け方になるので、どうしても、本来ならこっちでもこの話し聞きたい、さっきのコミュニティビジネスもそうなんですけど、聞きたいという所で出てこないという事で、そこはもう少しフレキシブルに関連事業みたいな形で、資料としては出てきていないけど、自分たちとしてはこれも関連している事業やと思っているみたいな事を出す様なボタンなり何なりがあったら、これWebでやったらもっと簡単に出るのかも知れないですが、紙ベースではなかなかそうやって見られないので、もうちょっとそういうところ辺を工夫していただいて、縦割りにならない様にしてくださいかなと思います。

それから、全体としてどうかというところ辺で言うと、先生もおっしゃられた様に、施策の重点が見えなかったというところ辺と、それと南丹としてこの後どうしやはるのやろというところ辺の課題意識というのが、もう少し出るのかなと思っていたんですが、そこはちょっと出切らなかったかなと。

私達が出し切らなかったのかも知れないんですが、とりあえず10年物としてこれを作って、この名前の基にまず事業をやりますという様な感じになっているんですが、状況の変化によって、使えない部分が当然出てくる様な所に対して、ここはもっとこういう方針で考えないとアカンよねというところ辺の踏み込みを、やっていっていただくと、もっと評価をしやすかったのかなと思うんですが。

そこは今回の目的では無かったかも知れないから、ちょっとよく解からないとこなんですけど。

委員：でも「有り」なんじゃないですかね。

おっしゃっていた先生の、今こういう社会の情勢やからこういう施策の関係でいこうと思うという辺りが見えにくいという事ですよね。

昨年度は、この評価委員会で施策の重点付けをして、どういう姿勢で臨まれるのか明確にしていればと言って、ある程度取り組んでいただけたという事ですから、そういった大きな話も一応委員会の報告として、委員長次第という気も、おまとめ次第というところもあるんでしょうけど、私達としたら意見として、もっとボンと言ってもいいんじゃないかと思えますけど。

だから、4町時代の縦割りがどうも残っている施策に思えるので変えるべきじゃないかとか、南丹市に対して我々が言わなかったら、誰も気楽に問題提起できないと思えますし、私達が一番言い易い様に思えますので、言ったらいいんじゃないかと個人的には思います。

委員長：はい、ありがとうございます。

他に如何ですか。何でもいいですけど。

私はちょっとこう委員長という、とても資格無いのにおおせつかりまして、大変、こんなに良かったのかなという全体の印象を持っておりますが、私はやっぱり仕事柄、先程委員がおっしゃった様に、総合計画というのは非常に大事な事で、具体的な内容もはっきりと書かれておるんです。

これ実際、結果も含めて出す様に、お金も含めて動こうと思えば、かなり実現のために事業計画というのが、民間でもそうなんですけど重要になってきましてね、かなり練りこんだ具対策、しかも有期でどれぐらいでとか、お金はこれ位使ってとか、お金の面ですぐいぶん優先順位も決まってくるんですね。時間から見ても変わってくるでしょうし。

そのあたりが非常に、理解力が無いんだろうけど総花的でね、沢山の事業、施策も見せてもらったけど、何かもう一つその辺の、ハッキリとああそうか、それが市民も理解しかつ行政マンもそれに一致して取り組んでいるのかなあという雰囲気が理解できなかったというのが一番強い全体的な印象でございますね。

なんかこういう風な作業は難しいなというのが、直感的な印象でございます。

委員： そういう風な事を、今年真正面から言ったらどうでしょうね。

要するに施策体系とか企業なら戦略計画みたいなものと、それにぶら下がった事業計画というのが、ハッキリよく解からんというのが、やってみた結果やった。

委員長： 民間でもあるんですよ。5ヵ年計画とか立派にマスコミに発表してねやりますけど、実際にやっている事はまったく違っておると。そうしたら、段々ギャップが出てくるんです誤差が。そしたら収集つかなくなってくるんですね。

マスコミはドンドン追求して来ますから。まあこれは利益追求ですけど。

こういう厳しい面がありますから、やっぱり大風呂敷広げるのはいいけど、広げたら広げただ具体的にそれを実現しないと。

出来なかったら言わないと。なぜという事を、説明責任とかね、そんなん問われてきますから。民間だって一緒なんですよこんな事は。

まあそんな意味でね、行政の方も、その計画と年々積みあがってきている事業なり実績ですね、こういったものが、達成度というか、こちら辺が市民も知りたいんじゃないかと思っておるんですけど。

その辺がハッキリ解からないというのが強い印象ですね。

委員： 賛成です。

そもそも一応3年で切りなので、そういう事をやっていかなアカンという事を言わないと、それはそれで都合が悪いと思いますので。

委員長： そうですね。それはそれで行政の方がね、チェック体制をね。

委員： 施策の単位で計画を作ってこの評価でという体制が大事だという感じで、委員長がおっしゃった様な、戦略の体系なり政策の体系として見ると、ちょっと明快さをかくという様な点があるんじゃないかという様な点で、続けていったらいいと思いますので。

今日は、アイデアだけを出したらいいという事ですね。大きな話しをボンボンと言わせていただきましたが。

委員長： まあ、まだご意見があるかと思えますけれども時間の都合もございまして、これぐらいにさせていただきますと思います。

ちょっと時間を延長しまして、申し訳ございませんでした。

それでは、今いろいろと意見をいただきましたので、事務局の方ではこれらの意見を参考にさせていただいたら、そして今日で終わりました評価作業の総括をですね、十分していただきたいと思えますのでよろしく願いいたいと思えます。

5. その他

委員長： これで全て終わりますが、何かその他の事項で事務局の方ございましたら。

事務局： 今もいろいろと感想を言っていただきまして、その分がまだ時間帯も少ない中ですので、本当に最後のまとめをするにはもっと意見を率直に言っていただいた方が、まとめに反映できるかなと思うんですけども、時間が無いという事なんで物足りないという気持ちを持っておられると思いますんで、そういう面では21年の総括まとめですね、初年度のまとめ、この辺も少し、今回は3年間のまとめという意味もございますので、この辺も少し事務局の方で今までまとめいただいた事を、少し掘り起こしさせていただきたいなと思っておりますので、その辺でまた事務局の方でたたき台を準備してご相談をさせていただきたいという風に思います。

全体的なまとめで、さっきにもあります様に改革のスピードが多いとか、こういう辺りの指摘を再度していただいたやつを、それこそ委員さんの方からズバリ言っていただいた方が、申し訳ないですけども、我々これが一つの行政改革の大きなあれにも打ち入れていますので、ここからやっぱり南丹市の行革も進めていきたいなという風に思っておりますので、そういう視点でも、もし今日まだ言い切れてないという事がありましたら、またメールでも出していただくなり一応今までのまとめも活用もさせていただきたいという風に思っております。

委員長： はい、ありがとうございます。

委員： 一つだけよろしいですか。

今回、概ねいいと言った施策は、二度と大枠を変えるというチャンスは無いと思うんですね。

1個1個の施策を見てきたら概ね「優」「良」「可」なんですけど、全体を見たらなんか変やというその思いを、ちゃんと入れていただきたいなと思います。

委員長： 摩訶不思議なところで。

6. 閉会

委員長： それでは、次回はどうなるんですか。

事務局： 9月27日という事で。

委員長： 27で良いんですか。

事務局： それまでに、一応、今私が言いました様に、今日の少し言っていただいた事と、それと今までの総括していただいた事とか。

委員長： 4回分の総括というのは、まとめというのは。

事務局： と、3年間のという事も含めてこちらは考えておりますので。

ちょっとその辺で、たたき台を準備しながらメールとかでやり取りをさせていただくという形で、27日にはそれを基に最終議論をお願いしたいなと思っておりますので、その時にも少し出していただいても、最終修正ができるかなと思っております。

委員長： 分かりました。

それでは、次回は9月27日月曜日でございますが、時間は午後2時からという事で、会場はこの場所という事になっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

他に委員の皆様の方から、逆に何かございましたら。

事務局： すみません。それで、申し訳ございませんが委員の皆様には、10月14日迄が任期でお世話になっておるんです。

当然、それまでには製本形は、もちろんしなければならないという事を思っておりますので、27日の方で最終意見を少しいただいて、14日迄に整理をするという形で事務局考えておりますので。

委員長： はい。

それでは長時間、時間がだいぶオーバーしましたが、ありがとうございました。

全 員： ありがとうございました。

以 上